

経 済 労 働 委 員 会 記 録
< 第 2 号 >

平成29年第6回沖縄県議会（11月定例会）

平成29年12月13日（水曜日）

沖 縄 県 議 会

経 済 労 働 委 員 会 記 録 < 第 2 号 >

開会の日時

年月日 平成29年12月13日 水曜日
 開 会 午前10時 1 分
 散 会 午後 3 時40分

場 所

第 1 委員会室

議 題

- 1 乙第7号議案 土地改良法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 2 乙第8号議案 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する等の条例
- 3 乙第14号議案 財産の取得について
- 4 乙第15号議案 財産の取得について
- 5 乙第19号議案 指定管理者の指定について
- 6 乙第20号議案 指定管理者の指定について
- 7 乙第21号議案 指定管理者の指定について
- 8 乙第22号議案 指定管理者の指定について
- 9 乙第29号議案 国営土地改良事業に係る負担金の徴収について
- 10 乙第30号議案 農地整備事業の執行に伴う負担金の徴収について
- 11 請願平成28年第4号、請願第2号、陳情平成28年第49号、同第54号、同第62号、同第77号、同第82号、同第86号、同第89号の2、同第94号、同第120号、同第121号、同第147号、同第148号、同第152号、同第159号、同第165号、陳情第3号の2、第16号、第22号、第46号の2、第62号、第91号、第92号、第93号の2、第94号の2、第101号、第105号、第107号、第110号、第115号、第126号、第129号、第130号、第134号、第140号、第144号及び第146号
- 12 閉会中継続審査・調査について

出席委員

委員長	瑞慶覧	功	君
副委員長	瀬長	美佐雄	君
委員	西銘	啓史郎	君
委員	山川	典二	君
委員	砂川	利勝	君
委員	島袋	大	君
委員	大城	一馬	君
委員	新里	米吉	君
委員	親川	敬	君
委員	玉城	武光	君
委員	金城	勉	君
委員	大城	憲幸	君

委員外議員 なし

欠席委員

なし

説明のため出席した者の職・氏名

農林水産部長	島尻勝広	君
農林水産総務課長	美里毅	君
営農支援課長	屋宜宣由	君
糖業農産課長	喜屋武盛人	君
村づくり計画課長	大村学	君
農地農村整備課長	本原康太郎	君
森林管理課長	崎洋一	君
水産課長	平安名盛正	君

漁港漁場課長	島袋均君
商工労働部長	屋比久盛敏君
産業雇用統括監	伊集直哉君
産業政策課副参事	平田厚雄君
産業政策課班長	宮國順英君
産業政策課班長	笠原宗一郎君
ものづくり振興課長	神谷順治君
雇用政策課長	下地康斗君
労働政策課長	宮平道子さん
労働政策課技能五輪・ アビリンピック準備室長	仲里勉君
文化観光スポーツ部長	嘉手苺孝夫君
観光政策課長	前原正人君
観光振興課長	糸数勝君
観光整備課長	平敷達也君
スポーツ振興課長	瑞慶覧康博君
保健医療部医療政策課班長	城間敦君
教育庁県立学校教育課特別 支援教育室主任指導主事	浦崎達夫君

○瑞慶覧功委員長 ただいまから、経済労働委員会を開会いたします。

乙第7号議案、乙第8号議案、乙第14号議案、乙第15号議案、乙第19号議案から乙第22号議案まで、乙第29号議案、乙第30号議案、請願平成28年第4号外1件、陳情平成28年第49号外35件及び閉会中継続審査・調査についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として農林水産部長、商工労働部長及び文化観光スポーツ部長の出席を求めています。

まず初めに、乙第7号議案土地改良法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、農林水産部長の説明を求めます。

島尻勝広農林水産部長。

○島尻勝広農林水産部長 平成29年第6回沖縄県議会定例会の議案書に基づき

説明させていただきます。

議案書12ページをお開きください。

乙第7号議案土地改良法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例であります。

それでは、議案の概要について、別にお配りしております乙号議案説明資料において説明いたします。

乙号議案説明資料の1ページをお開きください。

本議案を提出する理由は、土地改良法等の一部を改正する法律により、土地改良法の一部が改正されたことに伴い、関係条例の規定を整理する必要があるためであります。

以上で、議案の説明は終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○瑞慶覧功委員長 農林水産部長の説明は終わりました。

これより、乙第7号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○瑞慶覧功委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第7号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第19号議案指定管理者の指定についての審査を行います。

ただいまの議案について、農林水産部長の説明を求めます。

島尻勝広農林水産部長。

○島尻勝広農林水産部長 続きまして、議案書の37ページをお開きください。

乙第19号議案指定管理者の指定について（沖縄県県民の森）であります。

議案の概要について、乙号議案説明資料の2ページをお開きください。

本議案を提出する理由は、公の施設について指定管理者の指定をするには、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を必要とするためであります。

以上で、議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○瑞慶覧功委員長 農林水産部長の説明は終わりました。

これより、乙第19号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

島袋大委員。

○島袋大委員 指定管理者は問題ないと思うのですが、この沖縄県県民の森を利用している県民の方々から「こうしてほしい」とか、アンケートをとって指定管理者に「改善できるところはしなさい」とか、そういう意見交換はされていますか。

○崎洋一森林管理課長 県民の森の利用者につきまして、利活用に向けたアンケートを実施したところでして、県民の森の利用者からは遊歩道や溪流コースといった自然と触れ合えることを高く評価していただいております。地元からの意見として、遊具の充実や老朽化施設の修繕を求める意見がありました。

○瑞慶覧功委員長 ほかに質疑はありませんか。

大城憲幸委員。

○大城憲幸委員 経過がわからないものですから、これから新たに5年間指定管理をしてもらうわけですけれども、今回の5年間、前回までと違ったところがあるのか。また、指定管理料が幾らになっているのか。

○崎洋一森林管理課長 前回は平成26年度でございまして、そのときは3カ年契約でございました。今回は5カ年契約にしております。内容としましては、管理業務の運営につきまして、総括責任者が1名、各管理棟が4つございまして、そこに担当職員を配置するとか、キャンプ期間中の夜間の警備等で、5カ年の債務負担行為が1億3238万5000円となっております。平成30年度単年度につきましては2647万7000円となっております。

○大城憲幸委員 この施設は基本的には収入というのは見込めないのですか。この5年で1億3000万円ということですが、収入があるのであればどのくらい収入があって、どのくらいの管理料がかかって1億3000万円というのが出てきたのか。

○崎洋一森林管理課長 県民の森は有料施設がございまして、シャワー施設、キャンプ場、それからパークゴルフ場、グランドゴルフ場等々がございます。その使用料につきまして、去年は年間337万円ほど入っております。

委託契約につきましては、平成29年度までですと2254万円ほどかかっておりました。

○大城憲幸委員 この5年の方針として、先ほど県民からも遊具の充実を求める声等がありました。やはり広大な面積ですから、施設も古くなってくれば遊歩道が劣化したりと、そういう管理費もかかってくると思うのです。県としては、そこを充実させるという部分も、この1億3000万円に入っているのですか。細かいものは別にして、大きな方向性というのはどう考えていますか。

○崎洋一森林管理課長 3年から5年に延ばしたことにより、リース料金も受託管理者の負担が減るとのこととか、いろいろな施設に寿命が来ていますので、県民の森長寿命化計画を立てまして、それぞれリニューアルしていこうかと予定はしております。

○大城憲幸委員 これは1億3000万円に加味されていますか。

○崎洋一森林管理課長 これには入っていません。

○大城憲幸委員 これは指定管理者が自分でやるということですか。

○崎洋一森林管理課長 指定管理料には入っていませんので、県の予算として長寿命化計画を立てまして、財政課と相談してそれぞれ直していこうということになっていくと思います。

○瑞慶覧功委員長 ほかに質疑はありませんか。
西銘啓史郎委員。

○西銘啓史郎委員 沖縄県県民の森に係る指定管理者制度運用委員会の概要をお願いします。メンバーはどういった方々がなっているのか、任期はどのくらいなのか。

○崎洋一森林管理課長 4名いらっしやいまして、琉球大学農学部先生、コ

ンサルタント会社の方、緑化関係の樹木医資格を持っていらっしゃる方、沖縄科学技術大学院大学の先生の4名のスタッフでございます。

○西銘啓史郎委員 ことしの11月2日に開かれたと書いていますけれども、頻度としてはどのくらいで開かれているのですか。

○崎洋一森林管理課長 その委員会自体は2回でございます、2回目に審査会をしまして、そこで決定しております。

○西銘啓史郎委員 それと委員の任期というのは何年なのですか。

○崎洋一森林管理課長 3年間でございます。

○瑞慶覧功委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○瑞慶覧功委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第19号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第29号議案国営土地改良事業に係る負担金の徴収についての審査を行います。

ただいまの議案について、農林水産部長の説明を求めます。

島尻勝広農林水産部長。

○島尻勝広農林水産部長 続きまして、議案書の47ページをお開きください。

乙第29号議案国営土地改良事業に係る負担金の徴収についてであります。

議案の概要について、乙号議案説明資料の3ページをお開きください。

本議案を提出する理由は、国営伊江地区土地改良事業に要する経費に充てるため、利益を受ける伊江村から負担金を徴収するには、土地改良法第90条第10項の規定により、議会の議決を必要とするためであります。

なお、当該負担金の徴収については、伊江村の同意を得ております。

以上で、議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○瑞慶覧功委員長 農林水産部長の説明は終わりました。

これより、乙第29号議案に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。
砂川利勝委員。

○砂川利勝委員 事業完了予定はいつですか。

○本原康太郎農地農村整備課長 完了しております。

○砂川利勝委員 この面積というか、水の範囲はどの程度やったのですか。

○本原康太郎農地農村整備課長 受益面積は668ヘクタール、総事業費として254億円ということになっております。

○砂川利勝委員 地下ダムもやったのですか。

○本原康太郎農地農村整備課長 水源としましては地下ダムをつくっております、75万トン程度の地下ダムがございます。

○砂川利勝委員 これで島の面積はカバーできる状況ですか。

○本原康太郎農地農村整備課長 そのように考えています。

○瑞慶覧功委員長 ほかに質疑はありませんか。
大城憲幸委員。

○大城憲幸委員 簡単に事業概要を。何年から何年までやって、地下ダム以外にこういうのをやりましたというのを教えてもらえますか。

○本原康太郎農地農村整備課長 国営伊江地区は平成16年度から平成28年度までの間で事業を完了しております、先ほど申しましたように254億円程度を要しております。水源としましては75万トンの地下ダムを造成しまして、揚水機場を2カ所、ファームポンドを2カ所、用水路を8.3キロメートルということで、末端への畑地かんがい用水を配水しているというところがございます。

また、地下ダムでございましたので、貯水の最終確認というのに平成28年度まで期間を要したということです。

あと、先ほど申しましたように、島の農振農用地、ほぼ可能性のある箇所というのは、全て受益地と設定しているところでございます。

○大城憲幸委員　メインとなる作物はどのようなものがあるのですか。

○本原康太郎農地農村整備課長　国営事業の営農作物の予定としまして、葉たばこ、露地野菜、それらを組み合わせ、あと花卉、施設野菜。品目に関してはちょっとここで特定ができないのですけれども、そういうものが栽培されています。

伊江島で実際に全受益地にまいているということで、伊江島の営農作物として御紹介したいのですが、輪菊とかスプレー菊、島ラッキョウ、冬瓜、サトウキビ、葉たばこ、そういうものにかん水予定となると思います。

○瑞慶覧功委員長　ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○瑞慶覧功委員長　質疑なしと認めます。

よって、乙第29号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第30号議案農地整備事業の執行に伴う負担金の徴収についての審査を行います。

ただいまの議案について、農林水産部長の説明を求めます。

島尻勝広農林水産部長。

○島尻勝広農林水産部長　続きまして、議案書の49ページをお開きください。

乙第30号議案農地整備事業の執行に伴う負担金の徴収についてであります。

議案の概要について、乙号議案説明資料の4ページをお開きください。

本議案を提出する理由は農地整備事業に要する経費に充てるため、利益を受ける関係村から負担金を徴収するには、地方財政法第27条第2項の規定により、議会の議決を必要とするためであります。

なお、当該負担金の徴収については、関係市町村の同意を得ております。

以上で、議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○瑞慶覧功委員長　農林水産部長の説明は終わりました。

これより、乙第30号議案に対する質疑を行います。
 質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○瑞慶覧功委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第30号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、農林水産部関係の請願第2号及び陳情平成28年第49号外14件の審査を行います。

ただいまの請願及び陳情について、農林水産部長の説明を求めます。

なお、継続の請願及び陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

島尻勝広農林水産部長。

○島尻勝広農林水産部長 ただいまから、請願・陳情案件について処理概要を御説明いたします。

お手元の請願・陳情処理概要の目次をお開きください。

今委員会に付託されております請願・陳情案件は、継続請願1件、新規陳情3件、継続陳情12件でございます。

それでは、請願1件、陳情15件について御説明いたします。

1ページをお開きください。

継続請願案件の請願第2号につきましては、修正はありません。

3ページをお開きください。

継続陳情案件の陳情平成28年第49号から、33ページの陳情第115号までの12件につきましては、修正はありません。

36ページをお開きください。

陳情番号第126号、陳情区分新規、件名伊江村の振興発展に関する陳情、陳情者伊江村長島袋秀幸。

要旨につきましては、省略いたします。

それでは、処理方針について御説明いたします。

37ページをお開きください。

1、県においては、不妊虫放飼と寄主植物除去により、久米島と津堅島のイモゾウムシとアリモドキゾウムシの根絶事業を実施してまいりました。平成25年には久米島のアリモドキゾウムシの根絶を達成したところであります。また、津堅島の両ゾウムシについても、生息密度が大幅に低下しております。

両ゾウムシの根絶の防除地域を拡大していくには、①両ゾウムシの大量増殖技術及び低コスト人工飼料の開発、②イモゾウムシの有効なモニタリング技術等を確立する必要があります。

県としましては、これら技術の開発状況を踏まえつつ、久米島、津堅島でのゾウムシ類の根絶防除を行った後、防除地域を拡大し、関係機関と連携して根絶防除を進めていく考えであります。

2、伊江村における県営かんがい排水事業については、地元の合意形成の状況、事業の費用対効果、計画内容の熟度等を踏まえながら、村及び関係機関と連携し、調整を進めているところであります。

県としましては、伊江村の県営かんがい排水事業の早期採択に努めてまいります。

38ページをお開きください。

3、団体営農地保全整備事業の予算については、事業主体である市町村の要望に沿った予算要求を国に行い、補正予算の活用や事業間流用などについても検討していくことで、所要額の確保に努めております。

県としましては、事業が適正工期で完了できるよう予算確保に取り組んでまいります。

39ページをお開きください。

陳情番号第129号、陳情区分新規、件名サトウキビ価格・政策確立に関する陳情、陳情者沖縄県さとうきび対策本部本部長砂川博紀外1人。

要旨につきましては、省略いたします。

それでは、処理方針について御説明いたします。

40ページをお開きください。

サトウキビは本県農業の基幹作物であり、台風や干ばつ等の自然条件下によって他作物への代替が困難な地域で生産されていることや、製糖を通して雇用機会を確保するなど、農家経済はもとより地域経済を支える重要な作物であります。

このため、県としてはJAおきなわ等と連携し、サトウキビ生産者が意欲を持って生産に取り組み、甘蔗糖企業の経営安定が図られるよう、平成29年11月30日に国等に要請を行っております。

要請内容については、①TPP11協定交渉の大筋合意並びに日EU・EPA交渉の大枠合意における甘味資源作物については、糖価調整制度が維持されたものの、政策支援の財源となる調整金収支への影響が懸念されることから、新たな財源を確保するなど、万全の対策を講ずること、②サトウキビ増産に向けた取り組みには、継続的かつきめ細かい支援対策が不可欠なことから、さとう

きび増産計画と合わせた中長期的な生産振興対策を講ずること、③サトウキビの生産性及び品質の向上を図るため、ハーベスター等の高性能機械の導入による機械化一貫体系の確立・普及などに必要な強い農業づくり交付金等の予算を確保すること、④甘蔗糖企業は地域経済において重要な地位を占めることから、糖業が維持発展できるよう働き方改革の動向を踏まえつつ、甘蔗糖企業に対する万全の対策を講ずることなどであります。

県としましては、今後とも関係機関と連携し、サトウキビの生産振興に取り組んでまいります。

42ページをお開きください。

陳情番号第140号、陳情区分新規、件名泊漁港及び泊魚市場整備に関する陳情、陳情者泊漁港再開発推進委員会委員長山内得信。

要旨につきましては、省略いたします。

43ページをお開きください。

県では、沖縄21世紀農林水産業振興計画に基づき、泊漁港と糸満漁港との役割分担により、共存共栄が図られるものと考えております。そのため、泊漁港については、魅力ある消費地市場として整備できるよう下記のとおり対応してまいります。

1、県では、泊漁港は消費地市場としての機能を有していることから、県漁連市場業務を糸満新市場に移転した後に、市民や観光客等の消費者ニーズに対応した施設整備を促進する計画であります。引き続き関係者との協議を進め、支援策について検討してまいります。

2、県では、泊漁港における岸壁等漁港施設の耐震性に係る機能診断を平成24年度に実施し、その結果、全ての岸壁において耐震対策を必要とすることが判明しております。岸壁の耐震対策工事については、大型の陸上、海上機械を使用する必要があり、現在の市場機能の維持に支障を来すことが想定されます。

県としましては、市場関係者や漁業関係者との意見交換を行うなど、効率的な耐震対策の実施に向け取り組んでまいります。

3、衛生管理対策に係る市場運営及び施設整備については、市場関係者が市場関係者との調整の上で対応するものであります。

県としましては、今後とも漁業関係団体を含む市場関係者との協議を進め、衛生管理に係る課題の解決に向け支援策を検討してまいります。

4、県では泊漁港における漁業者の就労環境の改善、災害被害等の回避及び漁港の景観保全を目的に平成28年7月に泊漁港放置艇対策5カ年計画（平成29年度～平成33年度）を策定しました。

県としましては、本計画に基づき、関係機関と連携し、泊漁港の放置艇対策

に取り組んでまいります。

5、沖縄県漁業協同組合連合会市場は、糸満への業務移転について基本方針を決定する一方で、那覇地区漁業協同組合市場は泊漁港での業務継続を希望している状況であります。

県としましては、泊漁港の再整備について、県漁連市場業務を糸満新市場に移転した上で、魅力ある消費地市場の整備に向け、関係者との調整を踏まえ、支援を検討してまいります。

以上が、農林水産部の請願・陳情の処理方針概要の説明でございます。

なお、泊漁港再開発推進委員会の沖縄県議会議長宛てに提出された陳情書について、担当課長より補足説明を行ってもよろしいでしょうか。

○瑞慶覧功委員長 説明をお願いいたします。

平安名盛正水産課長。

○平安名盛正水産課長 陳情第140号、泊漁港及び泊魚市場整備に関する陳情書の陳情内容について、補足して説明いたします。

お配りしております泊漁港及び泊魚市場整備に関する陳情書をごらんください。

陳情書は、平成29年11月16日付で、泊漁港再開発推進委員会から提出されたもので、泊漁港での市場の継続と、泊漁港の再整備について陳情する内容となっております。

陳情書には、平成26年度に県が市場移転の必要性について説明した資料が添付されておりますが、陳情書の解釈に誤解が生じないように、要旨だけでなく、提出された陳情書をお配りいたしました。

それでは、陳情書の3ページをお開きください。

陳情書3ページの2段目の「添付しております県文書（県の方針）によりますと」から、同じく3ページの3段目の「①～③については、県自体再整備により解決可能とのことです」という内容について、陳情書に添付されている県が作成した資料をもとに記載されたものであります。

まず、添付資料の御説明をいたします。

それでは、5ページをお開きください。

5ページから10ページまでは、県が平成26年5月から6月にかけて、泊漁港の関係者に対して説明した資料の抜粋が陳情書に添付されたものでございます。

5ページは、県の方針として、沖縄21世紀ビジョン基本計画及び沖縄県卸売

市場整備計画において、泊魚市場を糸満新市場に移転する内容を説明したものであります。

6ページをごらんください。

泊漁港における4つの課題として、1、施設の老朽化、2、漁港の耐震性、3、劣悪な衛生面、4、漁港の狭隘性を整理したものでございます。

そのうち1から3までの課題は、糸満への市場移転を前提として、泊漁港の再整備により解決が可能との認識を示したものでございます。

なお、課題ごとの事業主体については、関係者間の協議の上で検討していきたいと考えておりますので、資料にも事業主体は明記してございません。

課題の4の漁港が狭いという課題については、7ページで補足説明してございます。

泊漁港は重要港湾である那覇港に囲まれており、拡張の余地が非常に厳しい場所であり、なおかつ、国道那覇北道路が漁港を横切る計画が進行していることから、産地と消費地の両方の機能を強化することは、困難な状況です。

そこで、県としましては、産地と消費地の機能を、糸満と泊にそれぞれ分担し、双方が共存共栄できるよう計画しているところであります。

8ページは、泊漁港の再開発イメージを描いたものであり、今後、このようなイメージをたたき台にして、関係者間で泊漁港の再整備についての協議を進めてまいります。

9ページは、泊漁港と糸満漁港北地区の大きさを同倍率で示したものであり、10ページは、泊漁港の狭さゆえの課題を再整理したものです。

戻りまして、陳情書3ページをお開きください。

2段目の4つの課題は、繰り返しになりますが、先ほどの県の説明資料を抜粋したものです。3段目の「県自体再整備により解決可能とのこと」との内容については、繰り返しになりますが、県としましては、糸満への市場移転を前提として解決を図るとしたものであります。

また、陳情者の泊漁港再開発推進委員会とは泊漁港の再整備について意見交換会の開催を確認したところであり、今後とも課題の解決に向け協議を継続してまいります。

以上で、説明を終わります。

○島尻勝広農林水産部長 御審査のほど、よろしくお願ひいたします。

○瑞慶覧功委員長 農林水産部長の説明は終わりました。

これより、請願及び陳情に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

砂川利勝委員。

○砂川利勝委員 請願・陳情処理概要1ページ、モリンガの取り組みです。

関係団体と意見交換をしてまいりますという処理方針ですけれども、これは何かされましたか。

○喜屋武盛人糖業農産課長 石垣市のモリンガにつきましては、去る8月に石垣市役所を訪問いたしまして、市の考え方とか、今後どういう展開で進めていきたいのか等について、石垣市役所の農政経済課と意見交換を行っております。その中で、石垣市は昨年度、市の沖縄振興一括交付金——一括交付金を活用しまして、島野菜・ハーブの生産・加工・販売促進に関する実態調査を行ったということでございました。石垣市にはピパーズとか有望なハーブ類があるということで、こういった調査をかけております。それを受けて今年度も市の一括交付金を活用いたしまして、島野菜・ハーブの生産・加工・販売促進事業というものを用意していると。これはモリンガ単体ということではないのですけれども、基本的には有望な島野菜ですとか、ハーブ類、そういったものを特定いたしまして、市で振興プランを策定すると。その中でモリンガも協議していきたいということでもございました。

○砂川利勝委員 県としての考え方みたいなものはあるのですか。

○喜屋武盛人糖業農産課長 モリンガというか、こういったマイナーな薬用作物ですが、まず生産実態とか、そういったものがしっかりしているということと、通常の野菜等とは違い単体ですぐに出荷できるものではないこともあります。加工の工程が出てくる。生産から加工、そういった流通の一体的なしっかりとした、マーケットも含めて、整備されていることをしっかり確認した上で、支援をしていくようになるかと思えます。

○砂川利勝委員 モリンガは多分風に弱いのですよね。防風林とかそういったものをやりながら農家はやっているのですけれども、実際、平張りとかそういうハウスのようなものが絶対必要だと思うのです。やはり補助事業を導入していかないと一乾燥施設は、たばこの乾燥機を利用してやっている農家もいて、一度に大量乾燥できるようになっているのです。ただ、量が夏場と冬場で相当影響があるので、多分風よけをやっていけば、ハウスのようなものがあれば、かな

りの生産量は上がるかと思えますけれども、いかがですか。

○喜屋武盛人糖業農産課長 8月に石垣市に行きました際に、農家にもお伺いして、実際この方はハウスの中で栽培されている方でしたけれども、基本的にはやはり風に弱いということはおっしゃっておりました。ただ、事業導入については、事業の要件等があると思えます。そういった平張り施設等の中で栽培等ができれば、生産性は確かに確保されるかと思っておりますので、その辺は地元ともしっかりと意見交換していきたいと考えております。

○砂川利勝委員 モリングアではないのですけれども、今コーヒーを中部あたりでどんどん生産しているのですね。この間、意見交換をする機会があったので話を聞いたのですけれども、そこもハウスでやると相当生産量がふえていると。棟数がこれまでのやり方とちょっと違って、かなりの技術が確立されているように思います。やはりいろんな新しいものに手をつけていくのに、農家は農家で頑張っているのですよ。そういうところを県が後追いじゃなくて、ある程度同時進行で支援していくという一紅茶に関してはやっていただいたのですけれども、それとあわせて、これも沖縄の新しい一つの産業として成り立つようにしてほしいのです。モリングアもコーヒーも。絶対できないものではないので、私は対応は可能だと思うので、部長どうですか。

○島尻勝広農林水産部長 地域でそれぞれ長い歴史の中でいろんな試行錯誤で特産作物についてはいろいろと取り組んでいると聞いております。特にコーヒー等についても沖縄でいろいろ取り組んで、ブランド化していく中で、量の問題だとか、風に弱いとか栽培的な問題とかいろいろあるようです。その辺については普及現場とか試験場と技術的な連携—特産ということになると、なかなか事業該当が厳しいところがあるものですから、この辺については当事者と、あるいは事業可能なところの原課と調整しながらさせていただきたいと思っております。

○砂川利勝委員 新しいものに取り組んでいくというのは課題もあると思うのですけれども、ただ、やらなかったら何も前に行かないので、いろいろ試行錯誤もあると思うのですけれども、それをタイアップして後押しすれば、絶対成功するのじゃないかと期待しておりますので、よろしくお願いします。

請願・陳情処理概要9ページ、陳情平成28年第148号です。

製糖工場が50年以上経過していて、そこをどのように整備していくのか。も

う厳しい。年数がたてばたつほど厳しいし、生産量を伸ばしていくために大型化が求められていると思うのですよね。そこで県の考え方を聞かせていただきたい。

○喜屋武盛人糖業農産課長 確かに、石垣島製糖工場が約60年近くたって、老朽化しているということは認識しております。ただ、分蜜糖工場ということで、特に石垣島製糖ですと1000トンクラスの工場ということで、工場の建設に向けて、コストと時間もかかるということと、そのほかにも鹿児島県とかいろいろなところに分蜜糖工場がございます。ということで、分蜜糖工場の建てかえ等については、農林水産省とか鹿児島県との調整、あるいは関係団体との調整も必要になってくるということで、今のところ工場の建てかえというのはハードルが高い部分があるのかと考えております。

○砂川利勝委員 ことしは台風の影響がなくて、多分10万トン超えが予想されています。もっと行くかもしれない。そうなると、どういう現象が起きるかという、最初は12月の4日か5日くらいからやると言っても雨で延びたのですけれども、今は動いているのですが、恐らく5月までかかるのじゃないかと予想されています。5月までかかると、結局手入れができない。春植えの手入れができない、植えつけができない、株出しもままならない。要するに、10万トンを超えて、来年は8万トンになるのか、7万トンになるのか。そういう悪循環が予想されるのですよ。やはり機械が小さい。処理能力が小さい。サトウキビというのは、通常3月いっぱい終わらないと、次年度につながらないと思っています。だから工場の老朽化と機械の大型化というのは絶対必要なのですよ。離島農業の中で、台風が来てもある程度計算できるのはサトウキビだけだと思うのですよね。それは重々わかっていると思うのですけれども、どうしてもお金が必要と。恐らく大規模な金額になると思うのですけれども、ただ、やらないとどんどん衰退していくだけなのですよ。そこは知恵を出して頑張ってもらいたいと思うのですが、どうですか。

○島尻勝広農林水産部長 石垣島製糖を含めて分蜜糖工場については、先ほど課長が言ったように鹿児島県との部分もございます。その中で、去年、一昨年に天候等の影響もあって、製糖期間がかなり一例えば、平成27年度については5月2日の157日までということで、長期間にわたる製糖の影響で春植えなり株出し管理への影響も出たと認識しております。そういう中で石垣島製糖、ないしは地域からの要望については、事あるごとに農林水産省の担当課長とも意

見交換をさせてもらっております。非常に分蜜糖と含蜜糖の違いというのが一
国では分蜜糖については全面的に支援している中で、少し生産コストの見方によ
っても農林水産省から支援を受けているものですから、この辺も含めて、関
係機関と調整しながら、国とも情報交換をさせてもらっていますので、お金が
150億円とか200億円とか、1つの工場で、地域の中で非常に負担が大きい状況
があるものですから、この辺についても意見交換を引き続きさせてもらいたい
と思っております。

○瑞慶覧功委員長 ほかに質疑はありませんか。
大城憲幸委員。

○大城憲幸委員 請願・陳情処理概要37ページ、陳情番号第126号、伊江島の
件をお願いします。

先ほど250億円かけた国営事業が完了しましたという話と同時に、こういう
あとは県が頑張ってくださいよという陳情が出てくるのですからね。

処理方針では地域の合意形成がなかなか、ということではあるのですけれど
も、250億円もかけてまだ3割が整備されていないというのは、本来は並行し
て県が進めないといけないと認識しているのですけれども、この辺の状況と考
え方をお願いします。

○大村学村づくり計画課長 陳情に上がっている2地区について、1地区につ
いては平成30年度新規ということでもど立ちはしています。もう一地区につ
いては、若干揚水システムの再検討が必要なものですから、平成31年度以降に再度調
整しましょうという話をしています。この件については、伊江村役場も御理解
しているというところです。

○大城憲幸委員 3地区ではないのですか。

○大村学村づくり計画課長 真謝・真西地区という名前で1つの地区ですの
で、2地区となります。

○大城憲幸委員 これは伊江島の農家負担もあるのですか。その辺で合意が難
しいという状況もあるのでしょうか。

○大村学村づくり計画課長 畑かん事業に関しては農家負担はございません。

○大城憲幸委員 しっかり並行して進めていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

もう一点、イモゾウムシの件なのですけれども、久米島が平成25年に根絶をして、津堅島はその後だとというのがあるのですけれども、これは今費用対効果も含めて前から議論があるのですけれども、久米島の状況というのは、大きなお金はかかったのだけれども、この根絶によってどれくらいの効果が上がっているというのは、現時点でどう見えていますか。

○喜屋武盛人糖業農産課長 久米島町の甘蔗の生産状況でございますが、平成25年1月のアリモドキゾウムシの根絶宣言後、大きく増加しているところでございます。平成25年度の作付面積が32.4ヘクタールで、収穫量が638トンでございましたが、今持ち合わせていますデータで、平成28年度の市町村報告のデータでございますが、64.3ヘクタールで、収穫量が965トンということで増加しております。これもアリモドキゾウムシ等の根絶がいい影響を及ぼしているのではないかと考えております。

○大城憲幸委員 根絶しても、結局飛んで入ってくるとかということを見ると、ミカンコミバエとかウリミバエみたいな感じで、常に対策はしないといけないのですか。

○屋宜宣由営農支援課長 アリモドキゾウムシについては、根絶後も委員おっしゃるようにゼロの状態を続けるための対策はずっと取り続けております。

○大城憲幸委員 久米島でこれだけの効果が上がっていますので、当然津堅島、伊江島もとなるし、当然本島でも芋の栽培が盛んなところ、あるいは今後も需要が見込めるところというのは声として上がってくるのですね。そういう意味での農林水産部としての総括みたいなもの。根絶して、これだけの効果は上がるけれども、やはり莫大な費用がかかるし、根絶して終わりではなくて、ずっと対策をしないといけないのだというようなデータも、また今後勉強させてもらえればと思いますので、その辺の整理をしておくようにお願いします。

○瑞慶覧功委員長 ほかに質疑はありませんか。

山川典二委員。

○**山川典二委員** 那覇市、南部離島選出の議員としては、どうしても泊魚市場の問題は質疑しなければならない立場にありますので、確認も含めながら質疑をさせていただきます。

まず、請願・陳情処理概要12ページの陳情平成28年第159号です。

泊魚市場の糸満市場への移転計画の中止等に関する陳情、陳情者は泊漁港再開発推進委員会から出ております。そして今回、請願・陳情処理概要42ページの陳情番号第140号。同団体から陳情が出ておりますが、その途中の経緯もあると思うのですが、今回のこの陳情と1年前の陳情の違いはどう受けとめていますか。簡潔に説明してください。

○**平安名盛正水産課長** 前回出されています陳情につきましては、泊地区の生産団体は泊の市場を糸満市場に移すということに対して反対であるということを確認にしたということと、今回の陳情要請につきましては、それとは別に、泊漁港の老朽化がかなり進んでいるという中で、再整備を含めて、県として支援いただきたいという要請と考えております。

○**山川典二委員** それとは別ではなくて、反対は反対なのですよ。今回の陳情にも出ていますよ。さらにそれを受けて、泊漁港の再開発をという認識ではないですか。

○**平安名盛正水産課長** そのとおりでございます。

○**山川典二委員** 今回の陳情の処理方針の中で、43ページですが、県では沖縄21世紀農林水産業計画に基づき、泊漁港と糸満漁港との役割分担により、共存共栄が図れるものと考えていると。この役割分担、それから共存共栄というのは、具体的にどういうことを示していこうということなののでしょうか。

そして、後段に泊漁港については魅力ある消費地の市場として整備できるようにと。これまでの議論の中では明確に踏み込んだ印象があるのですけれども、この3点を説明してください。簡潔でいいです。進行中の話ですから。

○**平安名盛正水産課長** まず糸満漁港と泊漁港で役割分担というのは、糸満漁港に水産物を一元集荷した中で、産地市場としての機能を構築していくと。泊の市場につきましては、泊いゆまちを中心としたフードコート等を整備した中で、消費地市場としての機能を構築していくという考えであります。

○**山川典二委員** 消費地市場ということについて、要するに泊魚市場の競り機能が全部糸満漁港に行くという考え方でいいのですか。それとも泊は泊で競り機能は残すという考え方でいいのですか。

○**平安名盛正水産課長** これまで泊漁港の生産団体に対しては、再三にわたって説明を繰り返しているのですが、やはり那覇地区漁業協同組合—那覇地区漁協につきましては従来から糸満漁港への市場移転ということについては反対されています。その意味で、那覇地区漁協が残るのであれば、県としては否定はしませんし、その支援はしていきたいと考えています。

○**山川典二委員** 42ページに戻りますが、県漁連市場事業の糸満移転計画に対して絶対反対を決定したと書かれています。これからも泊で生活を続け、泊漁港を拠点港として泊魚市場で地方卸売市場として競りを継続していくと明確に書かれておられて、今、泊漁港の水揚げ量の約6割は、この生産団体の皆さんが取り扱っているものですよね。そして今回、糸満に競り機能、市場を持って行くということに関して、古い話ではありますが、かつて一度糸満でもそういう競り機能の市場を開設したのですが、成功しなかったのです。その経緯を踏まえて一あれからかなりの時間がたってはいますが、環境もかなり変わってきてはいると思いますが、両方の市場が競り機能を含めてきちっと成立ができるのかどうか。今の段階でいいですから、その辺の見通しを具体的に説明してください。

○**平安名盛正水産課長** 両方の機能が共存共栄できるというのは、糸満漁港における糸満市場については水産物が一元集荷して集まることで、流通業者の方々も広くビジネスチャンスが生まれてくるということです。しかも衛生管理が整った、安全・安心なものが提供できるという意味で、市場の機能としては充分やっていると考えております。また、泊漁港、那覇地区漁協については残る形で一部市場を残しながら、泊いゆまちを中心としたフードコートなどを整備することで、観光客、また外国からのインバウンド、県民の方々に安全・安心な水産物を提供する消費市場としての機能を構築できると考えています。

○**山川典二委員** 意図はよく理解できますけれども、数値的に、ボリュームといますか、総量的に、沖縄県内の水揚げ量、現状の泊漁港、糸満漁港の水揚げ量がありますね。そういうことをトータルで換算して、実際それが成り立つのか・どれくらいの目標を置いているかという、そういうシミュレーションの

ようなことはされていないですか。現状の水揚げ量の中から、ある程度の推測はできると思うのですが、それはいかがですか。

○島尻勝広農林水産部長 糸満へ新市場を移転するときの採択要件ですがけれども、8000トン必要ということですので、泊地区の部分については考え方があるということも含めて、8000トンに向けてどう整理するかということは水面下の話になると思いますので、那覇地区漁協の部分も含めて、共存共栄のためにどういう形ができるかどうか。今回、要請書も出されている中で、その辺を具体的に意見交換できたらと考えております。

○山川典二委員 今の8000トンというのは、ある意味相当ハードルが高いですよ。現状でも、泊漁港でも8000トンに到達していませんから。ましてや糸満の漁獲量からすると、その8000トンというのはかなりハードルが高いような気がします。だからといって、計画は計画であるわけですから、しっかりとやっていただきたいのです。

それで、今回の陳情に関しての処理方針の中で掘り下げて確認したいと思いますが、1番の施設老朽化につきまして、これは実際もう建物一要するに上屋ですよ。何年くらいのものなのですか。

○平安名盛正水産課長 施設については37年経過しております。

○山川典二委員 築37年ですよ。そうすると、あと何年くらいもつ、使えるような状況ですか。その辺のもくろみはありますか。

○平安名盛正水産課長 コンクリートの施設ですと50年はもつということで、あと13年程度は使えるという認識であります。

○山川典二委員 その次の岸壁の耐震強化なのですが、平成24年に機能診断をしたというのですが、その中身、具体的にどれくらいの事業費がかかるか、もしわかればお願いします。

○島袋均漁港漁場課長 処理方針の中にもお書きしましたが、平成24年度に岸壁の耐震性について診断をして、現在の基準では耐震性を満たさないという結果が出ておまして、施設の耐震化も早急にやっけていかないとはいけないと考えております。

その前、平成21年度に耐震性とは別に老朽化の調査もしています。老朽化の調査をしたときには、エプロンにクラックとかが入っているのが一番見られますけれども、構造的には急いで老朽対策をする必要はないということでやっております。

でも、そういった流通の拠点になっているものですから、耐震化対策をやっていかないといけないということで、一応ある程度の概算的にはやっております。これは本当に概算なのですが、やり始めると20億円から30億円程度の規模になるかと思えます。これは岸壁だけではなく、防波堤とか漁港施設全部を含めた形です。

○山川典二委員 これは具体的にいつごろから—これからの議論の中で決まっていくのでしょうか、スケジュール的にはいつごろからやろうとお考えですか。

○島袋均漁港漁場課長 現在、市場機能を継続して、耐震化や老朽化の工事をするとすると、どうしても市場機能に影響が出てくる。今想定している岸壁の改良工事の大型ブロックを岸壁の全面に据えつけるということになりますと、狭い泊地内に大型の作業船が入ってくることになりまして、アンカーを設置したりブロックの運搬とかがございまして、どうしても漁船をほかに移動しないといけないということで、大分市場機能に支障を来たしてくるのではないかと思います。もし工事をやるとしても、10メートルとか5メートルとか、細かいスパンでの工事になってくるものですから、工事も長期化して効率が悪く、事業費も増大になってくるということで、やはり漁業者の方とかとその辺等いろいろ検討して進めないといけないということで、いつから始めるということは厳しいような状況でございます。

○山川典二委員 実際工事の期間中は、市場の機能に支障を来すというわけですから、そういう議論は、今回の陳情も出ていますので、かなり突っ込んでやっていただきたいと思えます。

そして3番の衛生面が一番喫緊の課題だと思います。これについてはある程度、現実的に進んでいると思うのですが、説明してください。

○平安名盛正水産課長 衛生面での対応につきましては、那覇市が来年度に向けて、衛生面を改善するための事業を進めるという話は聞いておりまして、その中で沖縄県漁業協同組合連合会一県漁連、那覇地区漁協を含めて、現在協議をしていると聞いております。

○山川典二委員 わかりました。

放置船ですけれども、今年度から5カ年計画で対策事業が始まっておりますが、今年度の実績を説明してください。

○島袋均漁港漁場課長 泊漁港放置艇対策5カ年計画に基づいて、本年度から放置艇対策をしているところでございます。本年度は既に台風前に泊地に放置されている漁船を6隻陸揚げし、台風の波浪が他の漁船に影響がないように被害対策を行っているところでございます。

本年度は、予算の範囲内でございますが、あと2隻程度の放置船を処理する予定にしております。

○山川典二委員 確認ですが、今、放置艇と言われるものは何隻あって、総トン数でどれくらいありますか。

○島袋均漁港漁場課長 現在、泊漁港で陸上に保管されている放置艇は、6隻陸揚げしたものですから、合計で16隻放置されている状況であります。

○山川典二委員 16隻をこの5カ年計画で全部処理できる一予算も含めてですね。「処理するぞ」という思いはあるのでしょうかけれども、現実的にできますか。

○島袋均漁港漁場課長 放置艇の処理については、所有者が死亡または不明、そういったものを優先的にやっているところでございまして、予算的には今年度から約1800万円くらいの予算がついておりまして、大分進めるような状況になってきているのですけれども、その他の所有者が確知している漁船については、入院していたり、直接会えないとか、そういったものがございまして、手続等に時間がかかることが予想されるのですけれども、我々としては、そういったものも随時対応し、平成33年にはどうにか処理したいということで今考えているところでございます。

○山川典二委員 今の放置されている場所と、それから一部競り市場のほうに施設の部分を整備すれば、糸満漁港の競り機能の広場と同じくらいの競り機能の面積が確保できると団体の方から話を聞いたことがあるのですが、その辺は承知していますか。

○平安名盛正水産課長 委員のお話のとおり、那覇地区漁協を含めまして泊漁港の生産団体の方からは、放置艇を処分した後にあいたスペースを有効活用すれば、市場の荷さばき施設を整備することは可能という話は聞いております。

○山川典二委員 だからといって、いろいろな作業の用地としては、糸満漁港と比べてやはりなかなか厳しいというのは私も承知をしておりますが、いずれにせよ競り機能も残すということであれば、今の競り市場を一場合によっては今後の調整の中ではありますけれども、前提がありますが、そこに移すという話も生産者の皆さんとの話の中で一番いいのだという話もありますが、それについてはいかがですか。

○平安名盛正水産課長 県としましては、平成23年度に泊漁港の再開発に向けた構想は策定しておりまして、その中でも那覇地区漁協がもし市場を残したいということであればということでの漁業者ゾーンというものを設けておりまして、その中で泊市場の一部を残すことについては、一応想定して検討しているところです。

○山川典二委員 その辺も少し視野に入れながら調整を進めていただきたいのですが、1点だけ、どうも生産者の皆さんと県漁連の中でのいろんな話し合いがなかなかかみ合わないままずっと来ております。それで、5番の処理方針の中で、「沖縄県漁業協同組合連合会市場は、糸満への業務移転について基本方針を決定する」と書かれておりますが、生産者の皆さんは総会も開かれず、決定した話はないと。まだ現状でそういう認識なのですよ。この辺の整合性はどう受けとめたらいいでしょうか。

○平安名盛正水産課長 県漁連としましては、去る6月に総会がありまして、その中で方針としては示しまして、会員の方々には説明していますし、また、県漁連の中で中部地区、南部地区と分けながら、各地域で組合長を対象としまして市場の移転に向けた説明会等を開催しているところです。

○山川典二委員 ですから、今回の陳情を出されている団体の皆さんは、そういう受けとめ方をしていないと思うのですが、そこはいかがですか。

○平安名盛正水産課長 これにつきましては、確かにことしの6月にありまし

た総会で、議案としては上げていないという中で、泊漁港の生産団体の方々からはきちんと総会を開催した上で、議案としてきちんと協議、話し合いの場を持ってほしいということを県漁連に要望しているという話は聞いています。

○**山川典二委員** したがって、生産者団体の皆さんが、まだ県漁連の総会での納得がないという段階で、「基本方針を決定する」という表現は一例えば、内定したとか、そういう感じにはならないですか。その認識が非常に重要なのですよ。県漁連としては糸満漁港に持っていくということを決定したと。基本方針を。そういうことなのですから。その辺が少しあるのですよ。

○**平安名盛正水産課長** 去る6月の県漁連の総会においては、事業計画としては認められています。繰り返しになりますが、議案として上げていない中での総会決議は得られていないという状況だと認識しております。

○**山川典二委員** そうすると、この「基本方針を決定する一方で」というと、これは認識としてどう受けとめればいいですか。

どうということかと言いますと、県漁連としてはもう糸満漁港に持っていくと正式に決定したと。ところが泊漁港の生産者団体は、先ほど部長もおっしゃっていましたが、この辺の議論というのは、共存共栄で役割分担をすることの明確な方向性が決まる可能性がある内容だと思うのですよ。だから、県漁連の総会で基本方針を決定したと。「これで行くのだ」ということで理解していいのか。「いやそうじゃないよ」と。方針だけは決まったけれども、具体的な内容はこれからだと。全然意味が違うのですよ。

○**平安名盛正水産課長** 県漁連の総会については、方針は確かに決まったということでの説明はしています。ただ、繰り返しになりますが、議案としては上げていない中では、やはり会員の皆様の総会決議は得られていないと考えております。

○**山川典二委員** そうするとやはり正式に議案でテーブルにのって、各関係者が総意で一部反対賛成があるかもしれませんが、総意で決定して初めて、県としても「基本方針が決定した」という表現にしなければいけないのではないですか。認識としていかがですか。余り難しい話をしているわけではないですよ。今、国の予算計上も2年間見送りをしている状況で、やはりどこかで確実に一つ一つ解決していかなければいけない問題ですから、めり張りをつけてい

かなければいけないと思うのですよ。そういう時期に来ていると思うのですね。それで伺っているのですよ。

○平安名盛正水産課長 処理方針の中の「基本方針を決定する」というものについては、「基本方針を示している」と修正をさせていただきたいと考えております。

○山川典二委員 そうしてください。非常に微妙な時期であり、非常に重要な時期ですので、その辺は少し緊張感を持って、表現も含めてやっていただきたいと思います。

部長、やはりこれは堂々めぐりですから、そろそろ—もちろん生産者、県漁連の皆さんの関係者の総意で、糸満漁港と泊漁港で、先ほどおっしゃったように方針がある程度決まってくれば、その辺は集中的にめり張りをつけて、しかし両方ありますから、予算も伴うものですから、なかなか優先順位等も含めてあると思うのですけれども、この辺はしっかりと。恐らく来年あたりが大きな転換期を迎えるかもしれません。いつまでも放置するわけにはいかないと思うのです。決意表明という少しオーバーですけれども、県としての取り組みを今の段階で構いませんので、お示しをお願いしたいと思います。

○島尻勝広農林水産部長 長年の懸案事項でありますけれども、将来的に沖縄県の水産業が発展するためには、当事者だけではなく消費者、量販店等から衛生の面についても一部指摘を受けていると考えております。その中で漁業の従事者等についても、将来的に安心して取り組めることを考えていった場合、市場関係というのは非常に大きな役割を持っていると思っています。今回、要請の中でも当事者の意識としては、那覇の泊漁港について、長年のかかわりぐあいを考えると、那覇でやりたいという思いと、長年取り組んできた糸満漁港の部分についても非常に期待されているところもあります。県外も含めて、やはり一元集荷化することによって、消費者に対する、あるいは海外に対する広がりも期待されるかと思っております。今回、那覇地区のほうから要請も来ておりますので、そこをきっかけにテーブルにのせていただいて、それぞれの課題、それぞれの方向性、メリット、デメリットも含めて検討し、早急に、スケジュール感を持って対応させていただきたいと思っております。

○瑞慶覧功委員長 ほかに質疑はありませんか。
新里米吉委員。

○新里米吉委員 今の陳情第140号の件ですが、議長に対しても要請がありますので、基本的なところからお聞きしたいのですが、糸満漁港に移したほうが沖縄の漁業総体としての発展につながると話を聞くわけですが、衛生面もきちっとしないといかんと。そこの後背地の大きさ等も含めて糸満漁港に持っていきたいと。今の場所ではちょっと狭いと。そういうふうに、これまで伺っているわけですが、そのとおりですか。

○島尻勝広農林水産部長 見方によっていろいろとあるかと思うのですが、長い間の関係機関との詰めぐあいと、そういう方針であると思っております。

○新里米吉委員 何かちまたの話を聞いたりすると、魚の値段というのですか、県外・海外で売る場合の値段、こういうきれいな施設をつくらないと、それにも影響していると聞いていますが、それはどうですか。

○島尻勝広農林水産部長 現状の泊漁港の競り等を見て、やはり衛生面では気になる部分がありますし、今後アジア戦略等を含めると、海外に輸出していくためには一定の衛生面はどうしても整備していかないといけないという前提がある中で、やはり事業の採択要件等を踏まえると、今課題になっているような部分を整理しながら、事業化に向けての採択の中でやっていかないといけないのかなど。事業費がかなり要するということですので、国庫事業等含めてしっかりやっていったほうがいいのかと考えているところです。

○新里米吉委員 糸満漁港に整備するということに、今話が出ていますように泊漁港も双方成り立つようにするという中で、那覇地区漁協の水揚げは泊漁港でと。消費地市場としてという形にして、残りは全部糸満漁港に水揚げしてもらいますよと。そのときに基本になっている8000トン—那覇地区漁協以外の沖縄の水揚げは、泊漁港に集約していったときには8000トン以上になるのかどうかですが、どうですか。

○島尻勝広農林水産部長 先ほど山川委員からも指摘もありましたように、今採択要件の中では8000トンという前提条件があるものですから、その辺について那覇地区の組合の方は、やはり那覇で、泊漁港で残りたいという意向があります。一部、ほかの生産者のほうは、やはり衛生面を考えたら、という話も出

ているようですので、その辺を少しお互いに意見交換してもらって、事業採択に向ける8000トンの要件については、少し積み上げをしないと事業採択に向けてはできませんので、その辺を少しお互いの意見の中で整理できたらと思っていますところでございます。

○新里米吉委員 私の質疑に答えていないのですが、ここははっきりしていけないといけないと思うのです。僕は、皆さんが答えたことを前提にして言ったのですよ。那覇地区漁協は、泊市場に水揚げをして、そこで競りをやりますと答えたのですよ。だから、その部分を除いて—今ほかの団体も一緒になって反対と言えるような意見書とかも来ているわけですが、そこじゃなくて、那覇地区漁協は泊漁港に、それ以外の沖縄県内の各漁業協同組合は糸満漁港に集約していくと。集約したときに8000トン以上になりますかと聞いているのですよ。なるかならないかを答えてください。

○島尻勝広農林水産部長 この辺は内部的な調整が必要かと思うのですけれども、那覇地区が今2000トンくらいです。

○新里米吉委員 沖縄全体で幾らくらいですか。

○島尻勝広農林水産部長 1万332トンくらいです。ですから、絶対的ということではないので。ただ、お互いの意見がまだある状況の中で分断させるようなことではなくて、やはり意見調整をしないと。先ほど山川委員から指摘があったように、8000トンについてはということになると、まだ確定的な部分はありませんけれども、数字的には可能性はあると認識しております。

○新里米吉委員 今の話で、計算しても数値的には可能性はある。ただ、今、少しごたごたしているから、すんなりみんな移りますかというのが懸念だと思っているのですね。

総体としての沖縄の漁業の将来性等を含めて、恐らく糸満漁港というのが以前からあったのだろうと。前のというよりもかなり以前の議会で、新垣新議員からは「この話は相当古いのだ」ということがありましたよね。たしか西銘知事のころからの話だという話もあるのですが、歴史的にはどうなっているのですか。

○平安名盛正水産課長 糸満の漁港についての話としましては、昭和47年に第

1次沖縄振興開発計画において、沖縄本島南部に広く県外船をも対象とした開発前進及び中継基地を建設し、水産業発展の先導基地の形成を図るとして、計画として明記されております。

○新里米吉委員 スタートは、今みたいな具体的な計画じゃないけれども、昭和47年からもうその話が県の中でもあったと。県の計画の中にあったということになります。相当古いですね。平成二十何年だから、それに昭和64年まであったわけだから、これを足したら45年。45年前から話があって、それでいて、その間、県漁連は一度も決定できなかったのですか。現時点でもう一回話をしようとして決定できていないのか。過去を含めて現在まで、県漁連は総会で決定したことがないのですか。

○平安名盛正水産課長 平成12年に沖縄県漁連は那覇地区漁協、または沖縄近海鮪漁業協同組合、沖縄鮮魚卸流通協同組合から、泊漁港における沖縄水産物流通センター整備に関する覚書ということで、これは県に提出されていまして。当初、その時代には、県漁連としては糸満漁港への市場移転について前向きに考えるということで取り組んでおりましたが、平成15年度以降に県漁連の経営が悪化しまして、経営再建の5カ年計画というものを策定したということで、そこから、市場移転の話が滞ってしまったという経緯があります。

○新里米吉委員 平成12年には、全体として糸満漁港の計画を一緒に考えていこうという状況にあったけれども、その後、滞って今日に至って、今のところ、いろいろとまとまりがなかなかつかない状況になっていると理解していいわけですね。

○平安名盛正水産課長 そのとおりでございます。

○新里米吉委員 この間要請を受けたときに、県議会の委員会の皆さんに視察に来てほしいという話がありました。即座にこれを私がどうこう言える話でもないのですが、ただ、これだけを言ったのです。「行くなら、皆さんのところも見ないといけないが、糸満も見ないといけないですよ」と。「双方見ないとちょっと見に行くということではできないと思います」ということは言いました。双方見て、その場合には、県も、関係する県漁連の皆さんも含めて話を聞きながら、判断材料にしていけるのではないかと。

ただ、今こうもめているときにいいのかどうかというのは、個人的にはちょ

っとどうなのだろうと。こんな時期に行くべきなのかどうかというのはちょっとあると思います。もう一つは、これは詳しく聞きませんが、那覇市との関係もどうもいろいろ水面下でありそうでね。だから、この間の本会議でも、沖縄・自民党の長老の方からも那覇市との話をつけるのがいいのじゃないかという話もあったと思うのですが、そういうところもある中で、どうなのだろうというのはあります。皆さん何か、今見に行ったほうがいいのかどうか、どう思いますか。答えにくければ答えられませんかと言ってください。それで判断します。

○島尻勝広農林水産部長 今回、この団体からは那覇市議会にも要請されたと聞いておりますので、那覇市の議会の中でも議論を踏まえて、我々もテーブルにのせていただけるように話をさせてもらっています。ですから、関係機関の意向を尊重しながら、どういう形でできるかどうかを含めて、その一定の方向性の中で経済労働委員会の皆さんで現場を見ていただけるというのであればありがたいと思います。今、幸い那覇市議会ないし農林水産部にも要請されておりますので、その辺の意見交換を十分させていただいた後で、またお願いするときはお願いしたいと思っております。

○瑞慶覧功委員長 ほかに質疑はありませんか。
西銘啓史郎委員。

○西銘啓史郎委員 請願・陳情処理概要36ページ、陳情番号第126号の記1の件で何点か質疑させてください。

久米島と津堅島の根絶事業がいつから始まって、久米島は平成25年には終わったと理解したいのですが、何年くらいかかったのですか。

○屋宜宣由営農支援課長 久米島につきましては、平成13年度から開始して、平成25年度にアリモドキゾウムシの根絶を達成しております。

津堅島につきましては、平成19年度からスタートしまして、ことし10月30日に根絶を確認するための防除地区指定となりました。

○西銘啓史郎委員 費用はどのくらいかかっていますか。おのおの教えてもらっていいですか。

○屋宜宣由営農支援課長 久米島につきましては一済みません、先ほどの答えを訂正します。平成6年度から平成24年度の19年間で、総事業費は45億6000万

円を投じて達成となっております。

○西銘啓史郎委員 津堅島は今どれくらいになっていますか。

○屋宜宣由営農支援課長 津堅島につきましては、平成19年度から平成28年度までの10年間で、約13億円となっております。

○西銘啓史郎委員 先ほど久米島の作付面積が64.3ヘクタール、収穫量が965トンとありましたけれども、伊江島ではどのくらいですか。

○喜屋武盛人糖業農産課長 伊江村では、作付面積が平成24年が9.7ヘクタール、収穫量が46.1トンから、平成28年度市町村報告のデータでございますが、作付面積が19.4ヘクタール、収穫量としては261.8トンとなっております。

○西銘啓史郎委員 期間も相当長くかかるということとか、費用も久米島で45億円かかる。いろいろ大変だと思うのですが、村としては早期に実施してほしいという要望になっています。ですから、拡大していくためにはと①、②がありますけれども、いろいろなことが必要になるかもしれませんが、これは津堅島が終わった後に行うという理解でいいですか。

○屋宜宣由営農支援課長 津堅島での防除作業、根絶事業については、今アリモドキゾウムシがようやくめどがついたという段階です。

実は、甘蔗のゾウムシには2種類いて、イモゾウムシについては実は根絶に至るまでの基本的な技術的なクリアがまだできておりませんので、そちらを重点的にやっていくのと、大量に虫を増殖するための技術が、まだ低コスト化するための部分がクリアできておりませんので、津堅島を終えた後、すぐほかの地区へという形ではまだ判断できない。そういった状況にあります。

○西銘啓史郎委員 トータルで久米島で十何年、津堅島もかかっているのですが、技術開発というのはそんなに難しいのですか。技術的なことはわからないのですが、これだけいろいろな技術が進歩していても、そういう対策にはまだまだ研究が必要という理解でいいですか。

○屋宜宣由営農支援課長 イモゾウムシにつきましては、人工的に増殖するという基本的なところはある程度わかってきていますけれども、これを安価に、な

おかつ大量にふやしていくという部分での技術の開発がまだなかなかクリアできていないというところでは。今は人工飼料ということでお答えさせてもらっていますけれども、まだ生の甘蔗を使ったほうが人工飼料よりも効率がいいということで、そのあたりの基本的な技術的な課題をどうやって乗り越えていくか、そのあたりを日々取り組んでいるといった状況であります。

○西銘啓史郎委員 島の切実なる願いだと思いますので、久米島と津堅島は同時並行に進めているタイミングもあるわけですね。ですから早急に—もちろん予算の確保も大事だと思いますけれども、そういった声にスピード感を持って対応してもらいたいと思います。

○瑞慶覧功委員長 ほかに質疑はありませんか。
瀬長美佐雄委員。

○瀬長美佐雄委員 請願・陳情処理概要40ページ、陳情番号第129号、サトウキビ価格・政策確立に関する陳情について何点か伺います。

サトウキビ生産者団体の大会にも参加させていただきまして、危機感を持っているというのを率直に感じましたが、処理方針の欄に、関係団体とともに国に要請を行ったとありますが、この要請した主たる目的を簡潔にでいいのですが、この4点の意味するものを伺いたい。

○喜屋武盛人糖業農産課長 国に対する要請でございますが、平成29年11月30日、翁長知事と農業関係団体等と一緒に農林水産省及び政府与党でございます自由民主党農林部会長等へ要請しております。

要請の中身につきましては、沖縄のサトウキビ及び糖業振興対策についての要望でございますが、新聞報道等で御存じかと思いますが、サトウキビの生産者交付金等の決定の時期ということで、それをぜひ前年同様の交付金単価を維持していただきたいという大きな目的があつて要請したところでございます。

○瀬長美佐雄委員 ②について、中長期的な生産振興対策を講ずることとあえて入れているのですが、そもそもそういった計画がないということで求めているということなのか。

○喜屋武盛人糖業農産課長 国におきましては、さとうきび増産計画ということで平成37年度までの計画等を立てて、その目標に向かってやっております。

中長期的な生産振興という一どうしてもサトウキビというのは長らく栽培されておりますので、そういった生産目標に向けて単年度単年度ではなく、中長期的な長いスパンでの生産振興に向けた取り組みが必要ではないかということで要請をしたところでございます。

○瀬長美佐雄委員　ちなみに要請の2点目に生産者の高齢化に伴う機械化を求めると言っていますが、担い手の現状で、若手のサトウキビ栽培に係る皆さんの比率というか、どのような現状になっていきますか。ふえつつあるのか、減る一方なのか。

○喜屋武盛人糖業農産課長　申しわけございません、年齢構成別のものが手元にはございませんが、総じてサトウキビというのは高齢の方の栽培が多いということが一やはり最近では宮古島あたりでは若い方々の新規参入もあると聞いておりますので、一概に若手が減っているとか高齢者がふえているということではなく、今手元になくて申しわけございませんが、そこは若手の担い手もしっかり育成していくように取り組んでいきたいと思っております。

○瀬長美佐雄委員　今言う年齢構成とか、資料を後でいただければと思います。ちなみにこの陳情に対する回答文で、本島の農業の基幹作物であると、重要な役割を担っているというようなことを述べていて、製糖を通しての雇用機会も確保する、あるいは地域の経済を支えているというような作物だという点で、具体的にはそれを意味するのはどういった観点なのか、確認したいと思っております。

○喜屋武盛人糖業農産課長　沖縄本島だけではなく、サトウキビにつきましては離島の中のさらに小さな離島というところで、例えば粟国島とか小浜島、波照間島、西表島、いろいろなところで栽培されております。サトウキビにつきましては、島に製糖工場があると。例えば南・北大東島もそうですけれども、島の中に製糖工場があつて、サトウキビが生産され、農家が生産します。そこでつくったサトウキビが工場に運ばれ、工場はまた地元の方をしっかりと雇用して、地域の一つの大きな産業として成り立っているということから、特に離島地域においては、農家経済はもとより、地域の雇用を生むということでは、経済を支える重要な作物であると考えております。

○瀬長美佐雄委員　ちなみにこの糖業にかかわる生産農家のみならず、関連企業における雇用であるとか、経済にかかわる皆さんの総体というか、それはど

れくらいあるかという認識はどのようなのですか。

○喜屋武盛人糖業農産課長 製糖工場だけでなく、サトウキビを運搬します運搬業者、あるいは生産資材を販売いたします販売業者等も含めまして、直近のものですけれども産業連関でやりますと、サトウキビにより約4倍の効果があると認識しております。

○瀬長美佐雄委員 今聞いたのは、具体的にどのくらいの影響が一というか、産業として見たときに、どういう位置を占めていて、どの程度あるのだというものを一定示せるようなものはないのですか。関連者の雇用の人数であるとか。

○喜屋武盛人糖業農産課長 例えば、製糖工場の雇用者の数だと思いますが、申しわけございません、ただいま手元にございませんで後ほどまた資料を御提供させていただきたいと思っております。

○瀬長美佐雄委員 それで、T P P、E P Aが大筋合意されたということで、以前からもしそういったものが一いわゆる関税撤廃という方向性に行ったら、県内の離島の重要な役割になっているサトウキビの壊滅的な打撃が懸念されるということを以前から指摘されている状況ですが、この大枠合意の中身というのは皆さん知らされているのですか。

○美里毅農林水産総務課長 総合的なT P P等関連政策大綱では、これまで県が求めてきた改正糖価調整法に基づき、加糖調整品を調整金の対象とすることが盛り込まれております。一定の評価はできますが、発効時期などが不明なことから、詳細を確認する必要があると考えております。

○瀬長美佐雄委員 要するに、関税撤廃が基本ですので、それが何年をかけて、どうなっていくのかというのは具体的にまだ決まっていないということなのですか。

○美里毅農林水産総務課長 現行の糖価調整制度を維持するということが確認されておりますので、関税撤廃ということにはならないと考えております。

○瀬長美佐雄委員 糖価調整制度が維持されるということになれば、T P PあるいはE P Aが発効しても、砂糖生産—今の沖縄の基幹になっているこの産業

には影響がないのだという認識ですか。

○美里毅農林水産総務課長 砂糖については、安価な加糖調製品の輸入増加に伴う糖価調整制度の安定運用への支障が懸念されると考えております。

○瀬長美佐雄委員 懸念されるということで、まず実態として余り明らかになっていないことそのものが問題だとは思いますが、ぜひしっかりと、どういう影響になると。一定程度明らかにされるのでしょうから、その時点で、この糖価調整制度自体が維持されたから守れるという範囲なのか、それを超えて懸念される。それこそ壊滅的な打撃を受ける状況が見通せるという状況になるのであれば、明確に反対をするという立場に立つべきだと思いますが、どうなのでしょう。

○島尻勝広農林水産部長 TPPのときについても、糖価調整制度については根幹をなす制度ということで、我々としては維持されるということが前提でした。今回のEPAについても維持されるということで、先ほど課長がおっしゃったように、加糖調製品について、いわゆる糖価調整制度の財源が非常に厳しいというような一調整金からの財源と、一般会計からの挿入というか、国からのものがあって、不安定な状態での制度維持ということが非常に懸念されておりましたけれども、国としては糖価調整制度を維持するという前提の中で、今回改めて加糖調製品からも調整金を徴収するということの対策が講じられると聞いておりますので、この辺が将来的に安定的に、財源的に維持されるかどうかも含めて、関係機関と注視していきたいと考えております。

○瑞慶覧功委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○瑞慶覧功委員長 質疑なしと認めます。

以上で、農林水産部関係の請願及び陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

午前11時46分休憩

午後1時22分再開

○瑞慶覧功委員長 再開いたします。

次に、乙第14号議案財産の取得について及び乙第15号議案財産の取得についての審査を一括して行います。

ただいまの議案2件について、商工労働部長の説明を求めます。

屋比久盛敏商工労働部長。

○屋比久盛敏商工労働部長 ハイサイ グスーヨー チューウガナビラ。

商工労働部の議案グワー、ユタシク ウニゲーサビラ。

アンシェー マジィヤー 乙第14号議案から説明いたします。

まず初めに、本日使用する資料といたしまして、議会配付資料であります平成29年第6回沖縄県議会（定例会）議案（その2）とお手元に配付してあります資料1乙号議案説明資料であります。

それでは、乙第14号議案財産の取得について御説明申し上げます。

議案書（その2）31ページ及び乙号議案説明資料の1ページをお開きください。

本議案は、第56回技能五輪全国大会フライス盤競技及び抜き型競技で使用する立フライス盤等の取得について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

続きまして、乙第15号議案財産の取得について御説明申し上げます。

議案書（その2）の32ページ及び乙号議案説明資料の2ページをお開きください。

本議案は、第56回技能五輪全国大会旋盤競技で使用する普通旋盤等の取得について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

乙第14号議案及び乙第15号議案の説明は以上となります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○瑞慶覧功委員長 商工労働部長の説明は終わりました。

これより、乙第14号議案及び乙第15号議案に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、議案番号を述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

大城憲幸委員。

○大城憲幸委員 両議案については前もっての説明も受けていますので、大体の流れはわかっているつもりなのですが、技能五輪後、この機械はどのような形で活用されるのですか。

○仲里勉労働政策課技能五輪・アビリンピック準備室長 技能五輪開催後につきましては、今回提案させていただいています立フライス盤23台、普通旋盤18台につきまして、教育庁と調整いたしまして、県立工業高校に適切に配分していただけるように調整しているところでございます。

○大城憲幸委員 現在はこの機械については、こういう技術を学校では学んでいないけれども、技能五輪を機に、学校でもこういうもので技術を磨く機会がふえていくという認識でいいですか。

○仲里勉労働政策課技能五輪・アビリンピック準備室長 現在、工業高校におきましても、同様な旋盤とかフライス盤という機器はございますけれども、5人で1台を使用しないといけないであるとか、定時制がある高校等につきましては、放課後に練習ができないとか、そのようなことがございますので、これをもっと円滑に行えるように配分していきたいと考えているところでございます。

○瑞慶覧功委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○瑞慶覧功委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第14号議案及び乙第15号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第20号議案指定管理者の指定についての審査を行います。

ただいまの議案について、商工労働部長の説明を求めます。

屋比久盛敏商工労働部長。

○屋比久盛敏商工労働部長 それでは、乙第20号議案指定管理者の指定について御説明申し上げます。

議案書（その2）の38ページ及び乙号議案説明資料の3ページをお開きください。

本議案は、沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターの管理は、沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターの設置及び管理に関する条例により、指定管理者に行わせるものとなっておりますが、その候補者として、バイオセンター運営共同体を選定しております。

なお、指定期間は平成30年4月1日から平成35年3月31日までとする予定であります。

乙第20号議案の説明は以上になります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○瑞慶覧功委員長 商工労働部長の説明は終わりました。

これより、乙第20号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いします。

質疑はありませんか。

大城一馬委員。

○大城一馬委員 このバイオテクノロジー研究開発センターは、入居企業が14社ですよね。この入居の期間というのは基準があるのですか。

○神谷順治ものづくり振興課長 基本的には3年なのですけれども、これはベンチャー企業のインキュベート施設でございまして、なかなか自立に向けて時間がかかっていますので、3年後の更新、毎年の更新を審査会を開いて決定させていただいております。

○大城一馬委員 現在14社が入っていますが、退去した業者も結構あるわけですよね。供用開始から今までで何社くらいですか。

○神谷順治ものづくり振興課長 まだ退去した企業は1社もありませんが、今年度の末に1社、うるま市の近くに土地を買って建物を建てて、退去する予定の企業が1社ございます。

○大城一馬委員 昨年11月でしたか、センターの視察に行っただけですけども、結構各企業、事業者はそれなりに研究成果を出しているわけです。初めて行ったんですけども、すごいなという感想を持っておりますが、なかなか研究開発の成果を上げて、これが市場に出ているという印象、実感がないのです。ですから、これは県としても、入居してからのいろいろな研究成果の把握というのはなされていますか。

○神谷順治ものづくり振興課長 例えば、農業生産法人株式会社熱帯資源植物研究所という企業では、萬寿のしずくといって、植物素材を微生物で発酵抽出して得られた天然成分を生かした健康飲料とか、また、琉球バイオリソース販売株式会社は商品名がレキオのウコンなんですけれども、ウコンの機能成分を生かした健康な肝臓の機能を維持する健康食品とか、それから株式会社サウスプロダクトといいまして、オキナワモズクを原料にフコイダンを工業的に生産する研究、技術開発を行い、機能性素材として健康食品へ提供していると。一部ですけども、こういう事例もございます。

○大城一馬委員 一旦入居して、研究開発して成果を上げていますから、そういった企業のいわゆる産業化への支援、それについてはどう捉えていますか。

○神谷順治ものづくり振興課長 今、県ではバイオインダストリー拠点強化事業というのを平成29年度からさせていただいているのですが、これは研究成果の製品化や事業拡大を促進するため、企業からの要望集約や事業化のための課題抽出、支援機関の連携体制の構築等を進めており、今後本事業の成果をもとに企業の事業化促進のため必要な策を検討し、具体的な取り組みを実施していく予定でございます。

○瑞慶覧功委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○瑞慶覧功委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第20号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第21号議案指定管理者の指定についての審査を行います。

ただいまの議案について、商工労働部長の説明を求めます。

屋比久盛敏商工労働部長。

○屋比久盛敏商工労働部長 それでは、乙第21号議案指定管理者の指定について御説明申し上げます。

議案書（その2）の39ページ及び乙号議案説明資料の4ページをお開きください。

本議案は、沖縄情報通信センターの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

沖縄情報通信センターの管理は、沖縄情報通信センターの設置及び管理に関する条例により、指定管理者に行わせるものとなっておりますが、その候補者として沖縄情報通信センター管理運営コンソーシアムを選定しております。

なお、指定期間は平成30年4月1日から平成35年3月31日までとする予定であります。

乙第21号議案の説明は以上になります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○瑞慶覧功委員長 商工労働部長の説明は終わりました。

これより、乙第21号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○瑞慶覧功委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第21号議案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

（休憩中に、補助答弁者の入れかえ）

○瑞慶覧功委員長 再開いたします。

次に、商工労働部関係の陳情平成28年第86号外12件の審査を行います。

ただいまの陳情について、商工労働部長の説明を求めます。

屋比久盛敏商工労働部長。

○屋比久盛敏商工労働部長 それでは、商工労働部関係の陳情につきまして、その処理方針等を説明いたします。

お手元に配付しております資料2平成29年第6回沖縄県議会（11月定例会）経済労働委員会陳情に関する説明資料商工労働部の資料を1枚めくっていただき、目次をごらんください。

商工労働部関係は、継続陳情が11件、新規陳情が2件となっております。

継続陳情につきましては、前議会における処理方針と同様でありますので説明を省略させていただきます。

それでは、新規陳情の2件について、陳情の要旨は省略し、処理方針を説明いたします。

23ページをお開きください。

陳情第130号、沖縄県公契約条例を規制型とすることを求める陳情、陳情者全日本建設交運一般労働組合沖縄県本部執行委員長東江勇。

次に、25ページをお開きください。

陳情第146号、貧困と格差是正につながる実効ある沖縄県公契約条例を求める陳情、陳情者沖縄県公務公共一般労働組合執行委員長長尾健治。

この2件の陳情要旨はほぼ同様でありますので、処理方針等は24ページと26ページにあります。同じでありますので一括して説明させていただきます。

平成29年5月に提出された公契約条例に関する有識者等懇談会報告書では、課題の検討状況や委員の意見等を踏まえ、懇談会全体の意思として理念型の条例とすることが提示されています。

また、国の見解として、独自の賃金下限額を規定する条例は最低賃金法の趣旨に反することが示されており、県としてはこれらを踏まえ理念型条例として進めていくこととしています。

条例施行後においては、関係機関等と連携を図りながら、法令遵守させるための具体策等を盛り込んだ県の取り組み方針を策定・充実させていくことで、条例の実効性を高めていくこととしております。

以上が、商工労働部関係の陳情に係る処理方針であります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○瑞慶覧功委員長 商工労働部長の説明は終わりました。

これより、各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありますか。

島袋大委員。

○島袋大委員 陳情に関する説明資料12ページです。

これも継続で、我々は採択に向けてやっていきたいのですが、基本的には皆さん方の陳情処理方針は前回も質疑したので理解はしますけれども、教育委員会側の特別支援学校の所轄の担当課も含めて、学校を卒業しての就職率は90%以上だと思うのだけれども、やはり問題になっているのは定着率をどうするかというのが議論になっているわけでありますから、学校側とその辺の意見交換等はされましたか。

○下地康斗雇用政策課長 所管する教育庁とも協議をしておりますが、なかぼっセンターの県のアドバイザーが、実際学校に行って、卒業する前から、就職の訓練を行う時点から一緒になって就職後も定着できるような形で、学校にいる間から把握をして支援するような取り組みを行っております。

○島袋大委員 支援アドバイザーがそのように努力されているというのは理解できますけれども、要するに、定着率を改善しないといけないのが大きなテーマだと思いますから、その辺は学校側の皆さん方もそうですし、教育指導もしながら育て上げて、就職させるという形での目標設置はあると思いますけれども、その範囲を離れたら皆さん方商工労働部の管轄になるから大変だと思うのだけれども、そのアドバイザーの皆さん方の御意見一要するにアドバイザーが学校側の先生方とか保護者から言われていることもあるかもしれませんが、その辺を資料として一覧にされているとかはありますか。アドバイザーさんから「もうちょっとこうすればもうちょっと定着率が改善できるのじゃないかな」とか、何かないですか。

○下地康斗雇用政策課長 教育関係者等もいろいろ関係機関の会議を年間で約6回くらいは行っていますけれども、その都度会議資料という形で意見の取りまとめはしていますが、それを一覧にしたものは作成はしておりません。ただ、それぞれ労働局との労働関係の会議、教育関係者との会議、福祉関係との会議を延べ二十数回行っておりますので、その都度の会議資料はそれぞれの分野ごとで情報共有も図りながら、資料としてはまとめてはおります。

○島袋大委員 各部署で吸い上げられてきた御意見というのはあるはずですから、それはやはり一覧にまとめ上げて、これから定着率を上げるのが大きなテ

一マだと思えますから、大変だと思えますけれども御尽力いただいて、そういうシステムをつくっていただきたいと思えます。

あとは、学校側が就職させる子供たちに対して、90%以上は大体県内企業も含めてあるかもしれませんが、この企業の皆さん方は毎年同じように雇用していますか。何社かはほぼ毎年そういう形で、「引き取りますよ、我々の会社にどうぞ」と言うかもしれませんが、この会社が毎年募集しているということになりますか。どうなのですか。

○下地康斗雇用政策課長 全企業は把握はしていませんけれども、その卒業生が実際に働いて、実績といいますか、活躍をすればまた次も同じ特別学校から採りたいというような要望等はございます。

○島袋大委員 ここも大変だと思いますが確認していただきたいのは、毎年同じ企業が一中には募集要項で採用するという事例もあるかもしれないけれども、その企業に対して大変失礼な言葉になるかもしれませんが、去年採用したけれども1年2年もたずにやめて、また再度この学校から募集をするということになれば、定着していませんよね。この実態把握も一企業の皆さん方がいろいろな面で枠を広げて、窓口を広げてやるという努力はわかりますけれども、やはり定着して何ぼだと思えますから、その辺まで県側の担当部署として調べる余地はあると思うのだけれども、そこまではできないですか。

○下地康斗雇用政策課長 県のアドバイザーが企業回りをして、実際に就職している障害者の業務内容等の確認も含めて、また新たな企業の開拓も含めて、地域分けをして回っておりますので、その中で情報収集をして、吸い上げられるような形で取り組んでいきたいと思えます。

○島袋大委員 障害もある人もない人もひとしくということで条例もできていますから、その辺はお互いみんなで汗をかいていただいて、御尽力いただきたいと思っています。ひとつよろしくお願いします。

次は、17ページです。

陳情第93号の2入札及び契約制度改善に関する陳情です。

これは県内企業の皆さん方が優先的に発注をお願いしますという陳情だと思うのですが、これに関しては、規定とか、そういうものは商工労働部がつくるのですか。総務部がつくるのですか。どうなるのですか。

○神谷順治ものづくり振興課長 商工労働部では、県内企業への優先発注及び県産品の優先使用に係る基本方針を策定しておりまして、その中で需要の停滞、輸入品等の競争の激化など、厳しい経営環境にある県内企業の育成強化目的に各種取り組みを実施しているところでございます。

○島袋大委員 ですからこの、この印刷工業組合の皆さん方の御意見というのは、地元のできる範囲の発注をしっかりとお願いしますという趣旨だと思うのですが、そこができていないということでの陳情だと思うのですよ。我々も意見交換させてもらいましたけれども、物品とかもろもろ、総務部での発注一要するに条項があるかもしれないけれども、大枠は商工労働部でできるということですか。その辺が僕もわからないものですから、説明いただきたい。

○神谷順治ものづくり振興課長 基本方針では、特に県内企業の定義を明記しておらず、発注部局の判断に任せているところでございます。

商工労働部としては、県産品奨励月間のときに副知事を筆頭に、まず文書での要請を行っておりまして、県内の408カ所に送付しております。それから、副知事を筆頭に、土木建築部長、商工労働部統括監、農林水産部の統括監を含めて、沖縄総合事務局と沖縄防衛局に要請しているところでございます。

○島袋大委員 こういう陳情が上がっていますので、印刷業務ですから、県内でできるものはほぼ県内で100%できると思います。その辺はしっかりとやっていただくべきだと思っておりますので、ぜひとも御尽力いただきたい、頑張ってくださいと思います。

○瑞慶覧功委員長 ほかに質疑はありませんか。

山川典二委員。

○山川典二委員 陳情に関する説明資料の21ページ、陳情第110号です。

奨学金返還基金の創設に関する陳情ですが、9月に知事宛て、議長宛てにも出ておりますが、この現状を含めて、今後の取り組み状況を説明してください。

○宮國順英産業政策課班長 陳情を受けまして、そのまま関係部局等から奨学金返還支援制度の他府県の導入状況とか、そういった情報収集をいたしまして、その後11月上旬に、その事例の中から沖縄に適していそうな事例をピックアップして他府県に行って、実際の運用状況とか課題であるとかを調査してまいり

ました。

今後それを踏まえて、導入の可否も含めて、県でどういった制度設計が望ましいかということを検討していきたいと考えております。

○**山川典二委員** そういう調査の上で、ゴールはいつごろを目指していますか。内容も含めて。

○**宮國順英産業政策課班長** 今のところ、まだ組織として確定的なことは申し上げられないのですが、今のスケジュール感でいくと、仮にこの制度を導入すべきとなって、関係機関とか産業界等との調査がうまく進めば、来年予算要求等の作業を行っていききたいと考えております。

○**山川典二委員** その予算内容を含めてですけれども、何名くらいの学生を対象にこの基金をつくるという、もくろみとございますか、計画は出ていますか。

○**宮國順英産業政策課班長** 今のところまだ調査の段階でして、どの程度の規模感であるとか、そういったものはまだ内部でも調整しておりませんので、今後検討していきたいと思っております。

○**山川典二委員** ぜひ来年度に間に合わせるようお願いしたいと思っております。

次に行きます。

1 ページの陳情平成28年第86号。エネルギー関係について、関連していろいろ質疑をしたいのですが、現状はどうなっていますか。

○**平田厚雄産業政策課副参事** この大宜味村の現状に関しては、特に変化等はありません。

○**山川典二委員** 変化はないのですか。これは村長から出ているのですけれども、その後、この状況はストップしたまま何の動きもないということですか。今後の見通しも。

○**屋比久盛敏商工労働部長** 陳情が出ているのが平成28年8月ですけれども、その後、大宜味村が独自で条例をつくりまして、それで住民への証明をするような届け出をすとか、そのようなことはなされています。それで運用されて

いると聞いています。

○**山川典二委員** それで、たまたま太陽光の再生可能エネルギーの話が出ていますので、なかなか機会がないので関連して伺いますけれども、再生可能エネルギーも含めて、沖縄県は低炭素島嶼社会を目指してやっていますけれども、こういった自然エネルギー、あるいは再生エネルギーについての見解というか、方針みたいなものがありましたら、ちょっと陳述してください。

○**平田厚雄産業政策課副参事** 沖縄県のエネルギービジョンアクションプランは平成24年度に策定しておりますが、そのアクションプランにおきまして、再生可能エネルギーの導入率につきましては、2020年—平成32年に5%、2030年に13.5%を目標としております。

○**山川典二委員** 平成32年で5%、その後13%が目標ということなのですが、そのメニューの中に水溶性天然ガスの事業があると思うのですが、これまで、これについて県も一生懸命国の予算も引っ張ってきて、探査事業とかもいろいろやってきていると思うのですが、まず、その実績を予算も含めて説明をお願いします。

○**平田厚雄産業政策課副参事** 沖縄県では、水溶性天然ガスの利活用を促進することを目的としまして、平成23年度に沖縄本島中南部地域及び宮古島地域において、地震探査を実施しました。その調査結果を踏まえまして、平成24年度から平成26年度にかけて那覇市、南城市、宮古島市において、試掘調査等を実施しております。これらの一連の事業費、予算額でございますが、約17億7300万円となっております。

○**山川典二委員** 17億円余りの予算をかけて調査が済んでいるわけですね。それで、その後の取り組みとして、どういう状況にありますか。あるいはその調査結果を公表していますか。

○**笠原宗一郎産業政策課班長** 今、沖縄県は副参事が申し上げたような形で試掘調査を行っており、地質の資源調査においては、まずはデータというものが一番大事ですので、そのデータを公開しております。そのデータを公開して、今、市町村等が利活用に向けていろいろ検討を行っていただいている状況でございます。

○山川典二委員 では具体的に、市町村が主体になってこの事業を遂行しているところはどこがありますか。

○笠原宗一郎産業政策課班長 今、宮古島市が、平成27年度に副市長を委員長として委員会を開催しておりまして、昨年度、今後10年間における天然ガスを利活用する計画を策定しているところでございます。

○山川典二委員 この6億円の探査事業、それから平成24年度から平成26年度まで、10億円をかけてやるものとかですね。例えば宮古島市、それから那覇市、南城市の3カ所で試掘はしているのですけれども、あとの2市はどうなっていますか。

○笠原宗一郎産業政策課班長 那覇市と南城市のところも試掘調査を行いました、かなり安定的な量のガスの生産が確認されたところであります。

まず南城市においては一かなり内陸にあるものですから、水溶性天然ガスですので、どうしても水と一緒に出てくると。この水を本来は国場川の汽水域まで排水して処理しようと考えていたのですが、その中に含まれる成分が河川に流せないということになりまして、それで今海域まで流さないと利活用はできないような状況です。そのためのインフラ整備に約4.8億円ほどかかると言われていまして、南城市はその点についてが課題となっているところでございます。

那覇市につきましては、平成27年度に県において揚湯試験という形で、掘った試掘井から上のほうをくみ上げまして、その成分や生産量について調査を行っています。その中で、こちらのほうもかなり有望で安定的にガスが生産されるということが確認できたのですが、市による奥武山公園における利活用、主に奥武山公園での利用を見込んでいるものですから、公園の移管を前提としていたため、今後の経過を注視しているという状況でございます。

○山川典二委員 先ほど南城市の国場川に流せない成分というのは、何でしょうか。

○笠原宗一郎産業政策課班長 ホウ素でございます。

○山川典二委員 沖縄県における水溶性天然ガスの特徴は一以前にもこの委員

会でも質疑しましたけれども、要するにヨウ素といいますか、その成分が非常に多く含まれているということが非常に有望視される理由の一つだと思うのです。我が国のエネルギー資源で唯一輸出しているものが、このヨウ素なのです。このヨウ素がたまたま福島県の原因事故で放射能を取り込む成分として非常に有効だということで、急遽新潟県、千葉県、宮崎県では産業化されていますけれども、沖縄県でも早目に産業化の目途をつけたいという、一つのそういう大きな流れがある中で、今の3市以外に、先日新聞報道でもありましたけれども、この業界では実績のある企業と地元のコンサルが一緒になって、西原町のほうで試掘削の検証をしているところですよね。首里断層といたしまして、那覇市東部から与那原町までの断層があつて、南側のほうはいろいろなデータが調査の中である程度わかってきているのですが、北側では初めて西原町で確認されたというニュースがありました。今、実際2本、井戸を掘ってやろうというような状況の中で、本来ならばこれは沖縄県が率先してこの事業を推進していくという一エネルギーですから。そういう役割があると思うのですね。そういう中で、今民間企業が独自で資金も億単位で出してやっている状況があるので、県としてのかかわり方といいますか、立ち位置はどうやってやっていくのか。あるいはどういう捉え方をしているのかというのをお聞きしたい。

○笠原宗一郎産業政策課班長 委員がおっしゃるとおり、水溶性天然ガスの中からヨウ素とメタンガス、2つのものが出てくるということで、この2つを利活用することによって、さらに採算性も高まるということで、現在国内でも有数のヨウ素生産企業である株式会社合同資源が西原町で試掘をやっているところです。この前新聞で1本目が掘れましたというリリースがあつたのですけれども、今2本目に取りかかっておりまして、それと同時並行で1本目の成分等の調査を行っているところでございます。これが平成30年度まで行われるということでもありますので、そちらの調査結果を注視しながら、加えて、今こちらに出てくるような西原町の天然ガス等については、沖縄総合事務局が音頭をとってMICEに利活用できないかという会議も行っておりますので、そちらの勉強会に県も出席していろいろと検討しているところでございます。

○山川典二委員 沖縄総合事務局が主体的にこの事業に力を注いでいこうという中で、合同資源を初め、千葉県の今成功している事例であるとか、実際に今産業化に芽出しをしながら継続してやっている状況を、皆さんも視察に行かれたと聞いておりますけれども、いずれにいたしましても、ヨウ素、これも産業化になる非常に有望な沖縄県の今後の事業になると思います。それから、当然

天然ガスも使えます。そしてかん水一温泉も出てきますよね。この3つの素材があって、特に先ほど説明がありましたけれども、沖縄総合事務局はMICEとの関連で西原町で今やっています。今、1号井のものにつきましても、いろいろ話は聞いておりますけれども、かなり可能性が高いと合同資源の話もあります。そういう意味では、ぜひ大切に。ある意味集中しながら、事業配分も、その辺はしっかりと組み立てをして、必ずや事業化に、早目に立ち上げるような体制を県としてやっていただきたいと思います。

今までのデータの中で、賦存量といいますか、埋蔵量といいますか、ある程度のデータがあると思うのですが、発表できるのであれば、できる範囲で発表していただきたいのですが。どれくらいの量があるのでしょうか。要するに今後の沖縄県の可能性です。

○笠原宗一郎産業政策課班長 ヨウ素については、平成27年度に県でヨウ素の調査をしております、その中で県内で既に試掘されている井戸のところから成分がどれくらい出るのか、ヨウ素が出るのかという調査をしております。そのときのデータによりますと、一番多かったところで、糸満市のところで1リッター当たり92ミリグラム。那覇市は若干少なかったのですけれども、大体1リッター当たり40ミリグラムから30ミリグラムということを出ているところでございます。

○山川典二委員 いずれにせよこの県庁の真下1000メートル前後で、その鉱脈に当たるわけでありますから、非常に可能性も夢もある話なので夢だけに終わらせないで、部長、ぜひ21世紀のアクションプログラムの中にもありますし、エネルギーのアクションプランにもしっかりとうたわれていますから、何とか早目に。今民間企業が先行してやっていますから、そことの調整もしながら、沖縄県の新しい産業として可能性が非常に高いわけでありますから、ぜひ、予算も含めてしっかりと取り組んでいただきたいと思います。具体的に何か見解がありましたらお願いします。

○屋比久盛敏商工労働部長 これに関しましてはもう大分古い話で、多分御存じだと思いますけれども、南部地域において商工労働部では別会社を立ち上げて公的な企業という形で開発したことはあります。ただ、あれは天然ガスをターゲットにしておりまして、ヨウ素の利用がなかったものですから採算が成り立たないと。それから、濃度が薄くなってきたということがございました。今回はそういうコージェネじゃないですけども、トリプルの要素を使い回すと。

ヨウ素も使います、天然ガスも使います、ほかのも使いますということがございますので、それをトータルすると採算がとれると思います。それをうまく回せば、他産業の立地の話も出てくると思いますので、我々もこれは十分にサポートしていきたいと思っております。

○**山川典二委員** これは集中して取り組んでいただきたいと思いますので、ぜひ、ひとつよろしくをお願いします。

○**瑞慶覧功委員長** ほかに質疑はありませんか。
瀬長美佐雄委員。

○**瀬長美佐雄委員** 陳情に関する説明資料23ページ、新規の陳情第130号。
ここに書かれている要旨に、「国土交通省は建設業における人材育成を図るために公共工事設計労務単価を大幅に引き上げてきた」という流れがあって、2013年から2017年くらいまでにかけて4割ほど上げてきたと。これは事実として確認できますか。

○**宮平道子労働政策課長** 労務単価については土木建築部が所管をしておりますけれども、平成22年度から引き上げられてきておりまして、平成24年度と比較しますと、平成29年3月時点で38.4%の引き上げということを知っております。

○**瀬長美佐雄委員** 陳情者としては、労務単価は積算の根拠となる数字として引き上げられてきているが、実態としては労働者に還元されていないというか、賃金は同じようには伸びていないという思いがあって、その改善を公契約条例の制定に期待していると思われま。

この処理方針の中でも、条例の実効性を高めていくということで期待するものですが、目的のところ、あるいは基本理念の中で、どういうふうに労働者一特に沖縄県の課題になっている、低い所得を引き上げるという点ではどういう位置づけで記載しているのでしょうか。

○**宮平道子労働政策課長** 今回の条例案では、契約制度の公正かつ適正な運用を図りつつ、契約に携わる事業者等の経営安定や、労働者の労働環境の整備を促進することで、公共サービスの品質の確保及び向上を図るということを目的としております。その中で、労働条件の確保と労働環境の整備ということも目

的の一つとなっております、条例がもし制定されましたら、この中で目的に沿った具体的な取り組み方針を定めていく中で、関係部局等と連携しながら取り組みを進めていく。その中で、賃金を含めた労働環境の向上が図られるものと考えております。

○瀬長美佐雄委員 実は公契約条例をつくろうという取り組みの中で、この2012年12月10日、当時の商工労働部長は平良敏昭さんと読むのでしょうか、部長が当時の新田議員の質問に答えていて、平成21年参議院に提出された「最低賃金法と公契約条例の関係に関する質問主意書」において、公契約条例のるるはありますが、地域別の最低賃金において定める最低賃金額を上回る賃金を労働者に支払わなくてはならないとするような条項というか、これを公契約条例に記載する、位置づけるというのは問題ないかということで、公契約条例の中で地域別最低賃金を上回る賃金を設定することは最低賃金法に違反するものではないのだということが国会で述べられているということを県議会で答弁としてされている。これについては事実でしょうか。

○伊集直哉産業雇用統括監 御指摘の点に関しては、国会の中で2点質問がなされておりまして、その中の1点の質問に対する答えと認識しております。

○瀬長美佐雄委員 要するに、国会で質問主意書に答える形であれ、最低下限を設けるというときに、地域の最低賃金よりも高く設定することは問題ないという答弁の趣旨ということで理解していいですか。

○伊集直哉産業雇用統括監 それはあくまでも最低賃金を上回る賃金という文言での規定になります。

○瀬長美佐雄委員 そういことですので、ぜひ労働者の賃金を引き上げる、あわせて、それに伴って中小企業者の経営が圧迫されないようバランスもとりながら一かといって低い沖縄県の所得を、公の発注をする皆さんがその関係で引き上げる要素が高いという点での期待がありますので、ぜひ規則等々を定める中ででも、あるいは委員会を設けるといことになろうかと思っておりますので、その方向では、ぜひ先ほど述べられた所期目的が生かされるようにしてほしいと思っておりますが、どうでしょうか。

○伊集直哉産業雇用統括監 2つの質問のうちの一つとお答え申し上げました

が、要するに文言として定めるということに関しては特段問題ないという規定はあります。

○瑞慶覧功委員長 ほかに質疑はありませんか。
金城勉委員。

○金城勉委員 陳情平成28年第147号及び陳情第16号。

浦添職業能力開発校の自動車整備科、エクステリア科に関してですけれども、これまでの答弁では、この計画の見直しを検討すると。要するに自動車整備科を具志川校と浦添校を統合して定数を削減するとか、エクステリア科を廃止する方向でいるとか、そういう方向でしたけれども、それを再検討するということでしたが、その後の検討はいかがでしょうか。

○宮平道子労働政策課長 自動車整備科の統合問題、浦添職業能力開発校のエクステリア科の廃止につきましては、これまで職業能力開発校の再編計画一平成25年度にまとめました職業訓練校のあり方、それを踏まえました具体的な訓練科の再編スケジュールを基本整備計画としてまとめておきまして、これに基づいて検討を進めると従来答弁をしてきたわけですけれども、今、雇用労働状況が大きく改善してきた中で、労働の質の改善が求められているという状況や人手不足の状況、自動車整備科、エクステリア科を取り巻く環境が大きく変わってきたということを踏まえて、この再編計画の見直しも含めて検討していきたいと考えております。

○金城勉委員 いつごろの取りまとめを予定していますか。

○宮平道子労働政策課長 再編計画の見直しにつきましては一再編計画というのは訓練科の再編に伴う訓練指導員の配置であるとか、施設整備であるとか、そういったことも一体として取りまとめたという状況がございます。なので、見直しに当たっては、そういうことも含めてということになりますので、早い段階ではと考えておりますけれども、この再編計画の見直し自体は次年度以降になるのかと考えているところです。

○金城勉委員 それまでは今あるコースはそのまま運営するという事で理解していいですか。

○宮平道子労働政策課長 自動車整備科については、平成30年度も引き続き募集をかけているところでございます。エクステリア科については、平成31年度廃止ということでございますが、この見直しが決するまでの間は引き続き存続という方向で考えております。

○金城勉委員 今御説明があったように労働環境も雇用環境も変わってきておりますから、また地元の関係者の皆さん方からも継続を求める声が強く出されておりますから、それに応えるような形での再検討をぜひお願いしたいと思います。

次に、陳情に関する説明資料12ページ、陳情平成28年第165号。

知的障害者支援に関する陳情ですけれども、処理方針の中に平成26年度の定着率が78.5%とありますけれども、その後、平成27年度、平成28年度の調査というのはわかりますか。

○下地康斗雇用政策課長 平成27年就職者の定着率は、平成29年3月末の時点でございますが、75.8%となっております。

○金城勉委員 1年後の定着率の調査ですけれども、2年もしくは3年後の調査というのはやっていますか。

○下地康斗雇用政策課長 3年計画までございまして、例えば平成25年の就職者の定着率は、1年目が80.9%、2年経過後で63.3%、3年経過後で56.6%となっております。

○金城勉委員 やはり初年度は何とか踏ん張って頑張って、というところで数値は高いのですけれども、だんだん2年、3年になるにつれて下降線をたどっていると。やはり関係者の皆さんからの訴えもあるように、そのフォローする体制に課題があるということがありますので、その辺の支援体制というものが非常に強く求められるのではないかと思います。

この陳情の2番目の要請で、支援センターの支援員の増員なども求められておりました、県内にある5カ所の配置の数字というものが、対象者に対して少ないのではないかという要請があるわけですね。ちなみにこの高等支援学校の卒業生というのは、1学年大体何名くらいですか。

○浦崎達夫県立学校教育課特別支援教育室主任指導主事 45名です。

○金城勉委員 平均してそれくらいの人数が就学しているのですか。

○浦崎達夫県立学校教育課特別支援教育室主任指導主事 1学年45名ほどです。

○金城勉委員 毎年45名の皆さんが卒業して就職をしていくとなると、かなりの数が全県にいらっしゃるわけです。そういう意味ではこのスタッフ、アドバイザーが6人とか、あるいは就業支援担当者が20人とか、生活支援担当者が10人とか、そういう配置になっているのですけれども、これがいわゆる初年度は学校側も協力して送り出して、就職よかったなということになっているけれども、それが2年たち、3年たつうちに、いつの間にかそういうところになかなか目が届かなくて、就職から退職、離職してしまうと。そういう結果につながっていると数字にもあらわれているのですけれども、その辺の支援体制のあり方についてはどう考えますか。

○下地康斗雇用政策課長 現在各センターの支援員については、沖縄労働局と県の子ども生活福祉部と商工労働部においては、それぞれの役割に応じて定足数に沿った配置がされておりますが、今、委員がおっしゃった障害者雇用の定着率をいかに継続していくかという課題は全国的な課題でもありますので、国は法律を改正して、次年度から新たに就業定着支援に向けたサービスの展開をするということになっておりますので、その辺も踏まえながら現在の各センターの国と県で配置している支援員とどう連携していくかも含めて、次年度からの新サービスの体制も含めて検討は続けていきたいと思っております。

○金城勉委員 ぜひ国とも連携をしながら、その辺のフォロー体制をしっかりと手厚くしていただきたいと思っております。この数字にあらわれているように、2年後、3年後、経過する中でだんだんみんなの関心も、個別の一人一人に対する目配りも薄れていく傾向にありますので、やはり定期的に何らかの形でコミュニケーション、あるいは連絡を取り合うとか、そのフォロー体制の必要があると思っております。そういう人たちというのは、適切なサポートによってはしっかりと意欲を燃やしながら頑張れるし、一方で雇う側も意識を社内で高めていって、それを支えていく社員の意識の改革も進めていけるだろうし。そういうところが相まって就職が定着して、一人一人が自立していく環境が整うわけですから、ぜひその辺のところはしっかりと、これからも強化していただきたいと思うので

すが、いかがですか。

○下地康斗雇用政策課長 定着に向けては企業側の理解と、その辺の努力も必要だと思います。委員がおっしゃったように社員も含めて一国でも社員向けの研修、サポーターの養成講座というのも行っていますので、県のなかぼつセンターの活動とあわせて、国が行っているサポーターの養成講座も活用しながら、いかに企業が貴重な労働力として障害者に働きをさせて定着させるかというのは、企業の経営者も社員も含めて一丸となって取り組む必要があると思いますので、その辺は社員の研修も含めて、連携して取り組んでまいりたいと思います。

○金城勉委員 そういうところは非常に大事な部分ですから、ぜひ今後もよろしく願います。

○瑞慶覧功委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○瑞慶覧功委員長 質疑なしと認めます。

以上で、商工労働部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。
休憩いたします。

(休憩中に、説明員の入れかえ)

○瑞慶覧功委員長 再開いたします。

次に、乙第8号議案沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する等の条例の審査を行います。

ただいまの議案について、文化観光スポーツ部長の説明を求めます。
嘉手苺孝夫文化観光スポーツ部長。

○嘉手苺孝夫文化観光スポーツ部長 ハイサイ グスーヨー チューウガナビラ。

これより、文化観光スポーツ部関係の議案につきまして、御説明を申し上げます。

本日使用する資料は、議会配付資料であります平成29年第6回沖縄県議会(定

例会) 議案 (その 2) 及び乙議案説明資料となっておりますので、御確認をいただけますようお願いいたします。

では、議案説明資料の 1 ページ、議案書の 14 ページをお開きいただけますでしょうか。

乙第 8 号議案沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する等の条例について御説明を申し上げます。

本議案は、通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、地域通訳案内士の登録の申請に対する審査に係る手数料や、旅行サービス手配業の新規登録の申請に対する審査に係る手数料の徴収根拠を定める等の必要があるため、条例の改正等を行うものであります。

以上が、本議案の説明となります。

御審査のほど、よろしくをお願いいたします。

○瑞慶覧功委員長 文化観光スポーツ部長の説明は終わりました。

これより、乙第 8 号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔をお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○瑞慶覧功委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第 8 号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第 22 号議案指定管理者の指定についての審査を行います

ただいまの議案について、文化観光スポーツ部長の説明を求めます。

嘉手苺孝夫文化観光スポーツ部長。

○嘉手苺孝夫文化観光スポーツ部長 次に、議案説明資料の 2 ページ、議案書の 40 ページをお開きください。

乙第 22 号議案指定管理者の指定について (沖縄県立奥武山総合運動場) について御説明申し上げます。

本議案は、平成 30 年 3 月 31 日に沖縄県立奥武山総合運動場の現指定管理者の指定期間が満了することに伴い、同年 4 月 1 日以降の新たな指定管理者の指定を行う必要がありますが、公の施設について、指定管理者の指定をするには、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を必要とするためであ

ります。

以上が、本議案の説明となります。

御審査のほど、よろしく申し上げます。

○瑞慶覧功委員長 文化観光スポーツ部長の説明は終わりました。

これより、乙第22号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

山川典二委員。

○山川典二委員 この指定管理者となる団体はどのような法人ですか。

○瑞慶覧康博スポーツ振興課長 今回の指定管理の予定者は、株式会社トラステックと申しまして、現在も指定管理をやっているところでございます。実績といたしましては、奥武山総合運動公園、沖縄県総合運動公園、いちゅい具志川じんぶん館、豊見城市民体育館、与那原町の観光施設などの指定管理を行っているところでございます。

○山川典二委員 今回指定管理を公募するに当たり、競合するところはあったのですか。その状況だけ説明してください。

○瑞慶覧康博スポーツ振興課長 今回募集におきましては、申請順に株式会社トラステック、学校法人KBC学園、奥武山文化スポーツ推進共同企業体の3社がございました。

○山川典二委員 指定管理料は幾らですか。

○瑞慶覧康博スポーツ振興課長 指定管理におきましては、県で上限を決めまして、それに基づきまして指定管理候補者から金額を示してもらいます。今回の指定管理料は3年間で5億6400万円になっております。

○山川典二委員 奥武山の陸上競技場が中に入っておりますけれども、今J1のプロジェクトがございますよね。もう少し先かもしれませんが、ただ議論は始まっているのでしたら、そことの整合性はどのような考えですか。

○瑞慶覧康博スポーツ振興課長 総務企画委員会でも御説明したのですが、基本的には3年間で原則になっていまして、ただ、現状としては5年間でやるところが多いのですが、先ほど委員からありましたようにJ1規格の手續とかもあるものですから、5年間ではなくて3年間を見て、様子を見ながらやっていくのがいいだろうということで、今回は3年間という形でしております。

○山川典二委員 様子を見ながら年数は短くするのですけれども、具体的にJ1のプロジェクトが進んでいくときに、今の管理体制はどういう位置づけで考えていますか。

○瑞慶覧康博スポーツ振興課長 今2種類でございまして、奥武山と統合してやる方向と、J1スタジアムの規模が大きいものですから、那覇市で一例えば野球場は独立してやっておりますので、独立してやるかも含めて今後検討していきたいと考えております。

○山川典二委員 全国の事例があるかもしれませんが、どこにメリットがありますか。今答え切れなかったらいいのですけれども、スタイルとしては2案ありますよね。もちろん状況によっても全部違うのですが、どちらがメリットがありますか。全国の事例で、こういう状況で。

○瑞慶覧康博スポーツ振興課長 全国的に合体しているというのはまだ調べたことがないのですが、今、奥武山の公園におきまして、契約とは別々なのですが、公園管理でやっています土木建築部と我々が一緒の指定管理をやる形にすれば一体化が図られるので、そういう部分では一体化を図る上では合同がいいかとは思っています。ただ、J1スタジアムにおきましては専門性が高い部分もあるものですから、その辺もどのような形でやったほうがいいのかをもう少し比較検討していきたいと考えております。

○瑞慶覧功委員長 ほかに質疑はありませんか。
島袋大委員。

○島袋大委員 今の指定管理ですけれども、図面を見ていますけれども、沖縄セルラースタジアム那覇と野球場の駐車場とサブの野球場は、これはうちの管理じゃないということですよ。那覇市の管理ですよ。

○瑞慶覧康博スポーツ振興課長 奥武山公園における施設の中で、セルラースタジアムとセルラースタジアムの隣りにあるドームの2つが那覇市の施設になっておりまして、那覇市が指定管理を別の会社にやっているところでございます。

○島袋大委員 1つ教えてほしいのですけれども、トラステックは前回も指定管理を受けていると思うのですけれども、利用する県民から「ここを改善してほしい」とか一結構NAHAマラソンのゴール地点として使うのだけれども、「こういうふうにしてほしい」とかいうアンケート調査とかやっているのですか。

○瑞慶覧康博スポーツ振興課長 毎年、我々で指定管理者に対してヒアリング等やる義務がありまして、それに向けてやる中で多くの県民あるいは利用者の方々からアンケート等を取りまして、それを毎年の中で生かすような形でやっているところでございます。

○島袋大委員 指定管理料が5億円近くですけれども、その中から改善する予算に使ったりしているのですか。それは県が補助を出しているのか。要するに改良する場合、県から金が出るとか、そういうのはどうなっていますか。

○瑞慶覧康博スポーツ振興課長 このお金というのはトラステックが使用料を取りますが、それで足りない分を県が補填する形になっております。収入とかが多い場合、現在もそうなのですが、修繕費とかに充てたりする形で利用者が利用しやすい形になっています。ただ、何千万円とかかかる改修とか、そういうものにつきましては、県が単独で予算要求をしてやるような形で、相互にできる部分をすみ分けしながらセーブをしながら、皆さんが使いやすいようにやっているところでございます。

○島袋大委員 NAHAマラソンで使用しているはずだけれども、使用料は幾らくらいですか。

○瑞慶覧康博スポーツ振興課長 大変申しわけないのですが、個別のものについて現在資料を持ち合わせておりませんので、後で差し上げる形でよろしいでしょうか。

○島袋大委員 はい。ひとつ頑張ってください。

○瑞慶覧功委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○瑞慶覧功委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第22号議案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、補助説明員の入れかえ)

○瑞慶覧功委員長 再開いたします。

次に、文化観光スポーツ部関係の請願平成28年第4号及び陳情平成28年第54号外10件の審査を行います。

ただいまの請願及び陳情について、文化観光スポーツ部長の説明を求めます。

なお、継続の請願及び陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いします。

嘉手苺孝夫文化観光スポーツ部長。

○嘉手苺孝夫文化観光スポーツ部長 それでは、文化観光スポーツ部関係の請願及び陳情につきまして、その処理方針を御説明いたします。

委員のお手元に、経済労働委員会請願及び陳情に関する説明資料を配付してございます。

1枚目をめくっていただき、目次をごらんいただきますでしょうか。

文化観光スポーツ部関係は、請願の継続が1件、陳情の継続が9件、新規が2件となっております。

なお、継続請願1件と継続陳情9件につきましては、前定例会における処理方針と同様の処理方針となっておりますので、説明を省略させていただきます。

それでは、新規陳情2件について御説明いたします。

陳情の経過・処理方針等につきましては、読み上げて説明とさせていただきます。

説明資料の13ページをお開きください。

陳情第134号、「1964東京オリンピック聖火国内第一到着地記念碑（仮称）」

の設置に関する陳情。

1964年の東京オリンピックのときは、沖縄は本土復帰前で米軍の統治下にありましたが、特別に国内の聖火リレーが沖縄から開始されました。当時の沖縄聖火リレーは9月7日から同9日の3日間で実施され、沖縄本島を1周するとともに、那覇市と名護市嘉陽（旧久志村）に聖火が宿泊しております。

名護市嘉陽には、聖火が宿泊したことを記念して、聖火宿泊記念碑、聖火台及び聖火のあとさきの詩碑が建立されております。

県においては、東京2020大会を本県のスポーツコンベンションを飛躍的に拡大させる絶好の機会と捉え、沖縄県を聖火リレーの出発地とすることなどを関係機関に要請しているところであります。

当該記念碑の設置については、関係者を含め多くの県民の意見や賛同の状況、今後の期成会設立等の動向なども踏まえながら、県の役割等も含め検討してまいりたいと考えております。

次に、説明資料の15ページをお開きください。

陳情第144号、外国人観光客患者対応に関する陳情。

沖縄県を訪れる外国人観光客は、ここ数年著しい伸びを見せております。県では、外国人観光客の受け入れ体制の課題を把握するため、平成27年度に外国人観光客受入に関する実態調査を実施いたしました。その結果、県内観光事業者から、外国人観光客のけがや急病等の受け入れ体制に課題があるという意見が出たところであります。

この調査結果を受け、県では、観光事業者の外国人観光客の受け入れに対する不安を解消し、外国人観光客へ安心・安全な受け入れ環境を提供するため、平成28年度からインバウンド対応緊急医療態勢整備支援事業を実施しております。

具体的には、県文化観光スポーツ部、保健医療部及び病院事業局、県医師会、沖縄県ホテル旅館生活衛生同業組合など関係機関で構成するインバウンド対応緊急医療受入態勢協議会を設置するとともに、県の各部署が連携することにより、医療通訳の養成や医療関係者等への語学研修、傷病者対応マニュアルの作成などを効果的に進めてきたところであります。

県としましては、今後とも保健医療部等関係部署と連携し、外国人観光客の安心・安全な観光地の実現を目指していきたいと考えております。

以上が、文化観光スポーツ部関係の請願及び陳情に係る処理方針であります。

それでは御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○瑞慶覧功委員長 文化観光スポーツ部長の説明は終わりました。

これより、請願及び陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、請願番号または陳情番号を申し述べてから、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

砂川利勝委員。

○砂川利勝委員 陳情平成28年第89号の2、説明資料の7ページです。

スーパーヨットの件ですが、3年間予算をつけて頑張ってきたと思いますが、現状はどうか。

○平敷達也観光整備課長 スーパーヨットに関しては、昨年度調査をしてございましたが、昨年度は外国の富裕層を獲得している市場がどのようになっているのかという調査をしてございます。今年度は、県内における富裕層の受け入れ実態の把握と課題の抽出ということを中心にやってございまして、今年度事業の受け入れ実態の把握、課題の抽出を行って、その調査結果を分析した上で、スーパーヨットのことも県としての取り組み方針を定めていきたいと考えているところです。

○砂川利勝委員 国は受け入れ体制も相当な緩和をされていますよね。これは画期的なことだと私は思っています。特区の中で頑張っているほうのトップだと私は思っています。これまでこれだけ国も取り組んできた中で、やはり今いろいろなところに調査に行っているということなのですが、やはり具体的にやっていくために、次年度も何か予定があると思うのです。来年度はどのような考えですか。

○平敷達也観光整備課長 先ほども申しましたが、今年度においては県内市場の現状分析、その受け入れの可能性の把握の調査をやってございます。それを踏まえて、次年度は沖縄における富裕層のマーケットビジネスの構築に向けたテストマーケティングということで考えているところでございます。そういった形で富裕層関係の方々を一度招いてみたりとか、それで沖縄でちょっと見ていただくとか、そういったことを考えているところでございます。

○砂川利勝委員 これは多分やればまた前進するかと期待できるのですよ。今

年度は何隻か寄港していますか。

○平敷達也観光整備課長 今年度に関しては、今のところ3隻来ておりまして、2つは与那原港に、1つは石垣港に泊まったということを聞いております。

○砂川利勝委員 その効果というのは何かありましたか。

○平敷達也観光整備課長 一般的にスーパーヨットというのはかなりの経済効果—消費額が高いということをよく言われてございまして、一般論でございしますが、他国のスーパーヨット1隻当たり、例えば1週間寄港した場合の推計調査がございまして、大体1隻当たり634万円という形で調査結果が出ているところでございます。さまざまありますが、一つの例としてそれくらい落ちると。ただ、例えば一番最初に寄港するところで、遠くから来たり、そこは例えば燃料とか食材とか、そういった物を購入されるので、消費額がもうちょっとふえる形になると聞いております。

○砂川利勝委員 ぜひこれから南のほうと—特に石垣、宮古。特に宮古島は飛行場、国際線と絡めているいろいろあるかと思うので、多分伸びていく産業じゃないかと思うのです。ぜひもっと力を入れていただいて、伸ばしてほしい。どうですか、所見は。

○嘉手苺孝夫文化観光スポーツ部長 県の目指す世界水準の観光リゾート地を形成するため、やはり富裕層を招くということは大変大事なことなのかと。そういった意味ではスーパーヨットはかなり富裕層の方々が来られるということで、沖縄県の経済効果にも大変大きな貢献をすることが予想されますし、もう一つ言えることは、海辺の風景です。スーパーヨットが泊まることによって、クルーズもそうですけれども、そういうリゾート地を演出、景観を醸し出す効果もあると思うのです。そういった意味では、スーパーヨットに関しましても力を入れて取り組んでいきたいと思っております。

○砂川利勝委員 港の整備にいろいろ課題があるかと思うのです。処理方針の中にも書かれているのですけれども、港湾管理の方々と意見交換していきたいと。やはり船隻がふえればいろいろな問題も出てくると思うので、連携をしっかりとっていただいて、先取った対策ができるように工夫していただきたいと要望して終わります。

○瑞慶覧功委員長 ほかに質疑はありませんか。

西銘啓史郎委員。

○西銘啓史郎委員 説明資料12ページ、陳情第101号。

県立武道館に関する陳情で、処理方針の中に、年末年始の休場日について書かれてあって、他県や他の市町村、何かお調べになったのでしょうか。状況がわかれば教えてください。

○瑞慶覧康博スポーツ振興課長 九州各県の施設や県の施設を調べたところ、9日間というのが1カ所、8日間というのが4カ所、7日間というのが2カ所、6日間というのが22カ所、5日間というのが1施設、年末年始なしが1施設という形で、現在の状況の体制は12月29日から1月3日までの6日間というのが大勢を占めているところでございます。

○西銘啓史郎委員 今のは九州ですか。

○瑞慶覧康博スポーツ振興課長 九州と県内も含めてです。全部で31施設を調べまして、その内訳になっています。

○西銘啓史郎委員 先ほどの指定管理のこととリンクするのですけれども、トラステックは民間の会社ですよ。この陳情の中身を聞いたのですけれども、やはりもうちょっと融通をきかせてほしいという声が聞こえてくるわけです。ですから、もちろん他府県、他市町村の状況も大事ですけれども、利用する側が利用しやすい時期に利用できるような環境というのをつくってあげるべきだと思うのです。この中にも書いていますけれども、産業まつりのときなんかにも、ああいう施設を使ってトレーニングルームが使いなくなっているとか。ここに書いている安全上の問題はいいのですけれども、本来産業まつりに武道館を使うべきかどうかというのもどこかで議論があってもいいと思うのです。あいていればいいのでしょうかけれども、本来はスポーツをするための場所でしょうから、その辺もきっちりトラステックと、県としても利用者の視点に立って、営業時間やそういったものも見直しが必要であれば、しっかり調整してもらいたいと思います。

次に、説明資料15ページの新規陳情第144号ですけれども、陳情の要請の文章と、処理方針の文章を読んでいると、何か合致していないような気がしてい

ます。一般社団法人沖縄県医師会一県医師会はそういった窓口をきっちりつけてやってほしいという要請に対して、県としては平成27年度から実態調査を行って、平成28年度から支援事業を行って、マニュアルもつくったというように書いていますけれども、それでなぜこういった要望が出てくるのですか。

○嘉手苧孝夫文化観光スポーツ部長 外国人の医療問題に関しましては、最近インバウンドのお客様がふえたということで最近目立ってきた問題でございますけれども、そういった形で県医師会からは組織をつくって解決という提案があったのですけれども、我々としてはこの問題が発覚した時点から、我々のインバウンドを誘客する受け入れ体制を整える部門と、病院を抱える病院管理局と保健医療部と、それぞれの役割、責任と申しますか、持ち場で専門性を持って速やかに横連携をしたほうが解決に手短な対応ができるのではないかと、そういった機能をいかに結びつけることが肝要なのではないかということでございまして、我々の立場で方法をいろいろと示させていただいたわけございまして、関係する部署で協議会等をつくって、そういった急増する外国人の医療問題の課題解決に向けて、まずは横連携を図りながら機能的に解決することが第一歩なのかということで、こういった形で示させていただいたところでございます。

○西銘啓史郎委員 ちょっと聞きます、15ページの右側に医療通訳の養成、語学研修、マニュアルの作成等がありますけれども、医療通訳の養成って一体どれくらいできているのですか。

○糸数勝観光振興課長 昨年度と今年度実施しております医療通訳セミナーについては、病院関係者と観光事業者、消防士、消防関係に実施しております。

まず、病院関係と観光事業者については、昨年度、英語で32名、中国語で41名に研修を実施しております。また、消防関係については、英語で61名の研修を実施しております。

今年度は同じく医療通訳セミナーを実施した中で、さらに強化しまして、英語10名、中国語10名、このそれぞれ10名については、座学の後、医療現場で、さらに実戦で使えるような形で考えております。消防関係については、ことはさらに120名に参加いただき、搬送時の語彙や会話の講義、あるいは実際の救急場面を想定したロールプレイなどを実施しております。

○西銘啓史郎委員 今のは医療現場で働く人たちに対するセミナーなのか、そ

れとも全く医療通訳という別の一般の人を養成しているのか。どういう理解をしたらいいですか。

○**系数勝観光振興課長** 実際募集したら、現場で働いている人もいますし、そういう人でない方も、語学に強い方とか、そういった方がやりたいということで、両方のパターンがいます。

○**西銘啓史郎委員** その方たちは現場で実戦的にもう配置されているのですか。病院側に。

○**系数勝観光振興課長** 昨年度は座学にとどまったものですから、実際には現場で研修が必要だということがわかり、今年度さらに座学をもっと深めた後、現場に行って研修をするということで、その後になります。

○**西銘啓史郎委員** 恐らくその辺が県医師会の現場に県が進めている事業が見えていないのか、または実際に効果的じゃないのかわかりませんが、この要請書を読む限りは一言葉の問題もあるとは言っていますけれども、例えばこの間警察官の問題で県警察本部長が答弁していましたけれども、4月から各県警察の職員に配付されている、日本語でしゃべったら相手に韓国語で出たりするソフトがありましたよね。ですからそういった、通訳士よりもソフトの開発だったり、そういったものを活用するとか、ほかにもいろいろな手があるような気がするものですから、もちろん県としてやる方がいいのですけれども、もうちょっとほかのことも積極的にやってみたらどうでしょうか。

○**系数勝観光振興課長** 今、国で通訳ソフトというスマートフォンでできるアプリがあるのです。聞き取りすると、かなりの事業者でこれを使っているのだからかなり使えると。ただ、一方医療用語とか、なかなかそこまではまだ至っていないということで限界はあるようです。もう一方、我々も県医師会とも話していますけれども、やはり医療通訳というのはこういったアプリだけでは難しいということで、そういった養成も含めて、今、研修をやっているというのが現状です。さらに、言葉の問題に関しては、昨年度ハンドブックというものをつくりました。この中には、患者が発生した場合の対応フローであったり、あるいは病状を説明できる指さしシート、外国語の対応が可能な病院の一覧、この方々がいろいろな手続等で困った場合に領事館に相談できるようになっていますので、その窓口。そういったものをつくってしまして、指さしシートも使わ

れているという話も聞いております。ただ、部数が足りなくて、去年4000部刷ったのですけれども、今年度さらに増刷して配布したいと考えています。

○西銘啓史郎委員 これは医療にかかわらずですけれども、とにかく県民の生活に影響が出だすということを非常に危惧するのですね。モノレールばかり、渋滞ばかり、バスの乗り合い所ばかり。観光客が経済的に効果が大きいの、観光立県が基本になるのも構わないのですけれども、そういった1つずつを相当スピード感を持って解決していかないと、県民が観光客は嫌だとなると、大変なことになると思うのです。ですから、日常生活に影響が出ないということをまず大優先に。観光客の誘致は構いませんけれども、それを前提に文化観光スポーツ部としてしっかり取り組んでもらいたいと思います。

○瑞慶覧功委員長 ほかに質疑はありませんか。
山川典二委員。

○山川典二委員 今の陳情第144号と関連して伺いますが、やりとりを聞いていて、一生懸命やっているというのはわかりますが、全くかみ合わないというのはまさにそのとおりで、例えばこの県医師会の安里会長からの陳情文の要旨の7行目です。受診時の手続や手術、検査時の同意取得等においても、それぞれの国の文化等の違いによりその対応に難渋している。また、外国人観光客患者の診察にかなりの時間を要し、県民への日常診療にも困難を来す事態も生じていると。さらに、来県される外国人観光客の中には保険未加入の方もいまして、医療機関受診時の不払いへの対応も問題化することがある。このことは救急告示病院一大きな病院のみならず、離島を含めた県下の診療所でも起こっていると。こういう実態があります。そして、さらに下に、個々の医療機関が手探りで対応する現状には限界があるとの決断に至ったと。そして一番最後に、今後外国人観光客への医療を提供する体制を整備・構築することは焦眉の急である。ついては、県に観光行政に係る医療部門を扱う部署を設置するように配慮してもらいたいと。「焦眉の急」というのはどういう意味ですか。わかる方がいたら説明してください。

○嘉手苺孝夫文化観光スポーツ部長 大変急ぐ課題という理解であります。

○山川典二委員 焦眉というのは、眉が焦げるくらいに火が迫っているような危険という意味なのです。切迫している、あるいは危険状態。ぎりぎりのと

ころにいるという意味なのですよ。この強い文章を使って陳情を県医師会がやっている。もうお手上げ状態だという意味ですよ。ですから何とか観光行政に係る医療部門を扱う部署を、早急に、火急の状況でつくってほしいと。私はこれくらいの意味として理解して受けとめておりますが、それに対する処理方針も全然のっぺらぼうみたいな感じで—こう言うては失礼ですけども、一生懸命やっているのはわかるのですが、もう少ししっかりと受けとめていただかなければいけないのじゃないかなと思う中で、例えば今まで外国人の皆さんの件数が何件くらいあったかとか、どこの病院に行ったかとか、内科、外科、いろいろありますよね。以前は台湾人が産婦人科でのお産の支払いができないということで、台湾系の華僑総会の皆さんが資金を集めて対応したという状況もありますが、今、県で、外国人が病院に駆けつけた件数などを把握していましたら教えてください。

○**系数勝観光振興課長** 県医師会の調査がございまして、平成27年度の患者数で1492名となっております。

○**山川典二委員** その内容はわかりませんか。おなかが痛いから行った人もいるでしょうし、けがをして行った人もいるでしょうし、レンタカーの接触事故でけがして行った人もいるでしょうし。大まかでいいですよ。

○**系数勝観光振興課長** 調査結果はないのですが、一般的に言いますと一番多いのが胃腸炎だそうです。その次に風邪、その次にけがと言われております。

今、データがあるのは、県立病院なのですが、未収金が残っているのが脳梗塞、交通事故、腰部打撲がデータとして出ているようです。

○**山川典二委員** 今たまたま出ましたけれども、質疑しようと思っていたのですが、その医療機関への不払いの問題で、今幾らくらいトータルであって、何件くらいの病院がそういう状況なのか。県立病院の話もありましたけれども、県立も含めて総額でどれくらいあるのですか。

○**系数勝観光振興課長** 県医師会の調査で21件、827万円です。県立病院は3施設で合計290万円余りが未収金が残っていると聞いています。

○**山川典二委員** 県外の状況をいろいろと聞いてみますと、ほとんど未払いで帰ったら回収できないという状況が現実なのですよね。この辺につきまして、

県としてどういう対応をとるのかという方針みたいなものはありますか。

○糸数勝観観光振興課長 一般的な回答で申しわけないのですが、我々いろいろ他県の調査、書籍等についても調べていました。いろいろ調査があるのですが、その中でやはり一番未収金が生じるというのは、事前のコミュニケーション不足というのが言われております。そのためには、病院で診療に入る前に、外国人観光客に日本の医療制度—これは文化の問題とかがありますので、あるいは概算でこれくらいの医療費がかかりますと。そして先進的な県は、支払い確認書や署名をしてもらったり、あるいは連帯保証人まで充てると。そういったことを了解してもらって診察に入るということをやっているということで、これについては今県内の病院現場ではそういった先進的な取り組み等もまだまだ周知が図られていないということで、我々としてはその周知が図れるような形で、これからこういった手続を踏めばリスクが減り、未収金が少なくなるといったことが大体わかってきていますので、そこをこれから病院等含めて周知を図れないかと考えております。

○山川典二委員 日本人社会の中では、目の前に傷病、病気になっている人がいたら、やはり放っておくわけにはいかないわけですよ。アメリカ合衆国だったら断りますよ。全然違うのですよ。文化の内容がね。その辺は今後の課題という形で要望しておきます。

関連して、就労ビザであるとか留学ビザとかありますが、経営管理ビザというものがありますね。これは資本金500万円の会社をつくって国民健康保険に加入すれば、日本の医療体制、皆保険で全部対応ができるということで、外国人観光客の中に、実は県内にもそういうふうにして、会社をつくって、見せ金でつくってですよ。このお金を回していくというような形で、私の調査で既に2カ所の行政書士がそういう業務をあっせんしているのです。つまり、中国では1000万円とか高額の治療が、日本では保険に入れば低額で受けられるということで、それを目途に入ってきているという状況があるのですが、それは把握していますか。

○城間敦保健医療部医療政策課班長 今、委員からお話がありました件については、医療政策課ではまだ把握をしてございません。

○山川典二委員 私の調査で2カ所の行政書士がそういう作業をしております。1カ所で内容もいろいろ聞かせていただきました。これは今、個人情報も

ありますから公にできませんが、一方でそういう目的で入っていらっしゃる外国人観光客の方もいらっしゃいますので、その辺もしっかり行政として今後意識しながら対応に当たっていただきたいと思っております。

いずれにせよ、県医師会は焦眉の急ということでありますので、対応方ひとつよろしくお願い申し上げますが、部長その辺の見解をお願いします。

○嘉手苺孝夫文化観光スポーツ部長 急増するインバウンドのお客様—いろいろなトラブル等も生じてくるのは間違いないと思いますので、特に医療の部分は、まさに焦眉の急という意識を持ちながら、関係する保健医療部等他の機関も含めまして、課題解決に向けて全力で取り組んでいきたいと思っております。

○瑞慶覧功委員長 ほかに質疑はありませんか。
島袋大委員。

○島袋大委員 引き続き陳情第144号の県医師会の件です。処理方針にも書いているのですが、インバウンド対応緊急医療受入態勢協議会というのは、どういう組織でされているのですか。

○糸数勝観光振興課長 これについては、県で観光の実態調査をしたところ、外国人観光客に病気・けがが出た場合、どういった対応ができるのかというのが観光事業者が一番心配だということで、その結果を受けて、平成28年度から文化観光スポーツ部、保健医療部、県医師会とか含めて、どういった問題が今起こっているのかといったことを情報収集しながら、どういった施策を打っていくか。それを議論しながら解決していこうということで設置しております。

○島袋大委員 重要なのはここですよ、部長。平成28年度にインバウンド対応緊急受入態勢協議会を医師会も含めて立ち上げて、先ほど山川委員が言ったように、医師会はまだに耐え切れないということで今回陳情を出しているのですよ。皆さんは、この協議会の中でこの内容を聞いていると思いますよ。実態把握しているのだから。こういう問題があるから、どうにかしてくれないかと協議会で医師会が言っていますよ。それでも改善ができないから、陳情を出しているのですよ。どう思いますか。我々はそうとしか解釈しませんよ。どうですか。

○嘉手苺孝夫文化観光スポーツ部長 協議会の中でそういったさまざまな御意

見が出たと思いますけれども、我々としても県庁内部で組織連携もしながらさらに力を入れて、課題解決に向かって取り組んでいきたいと思っています。

○島袋大委員 リゾートウエディングで家族で来て、親御さんたちも一緒に来て、脳梗塞で倒れたと。救急に運ばれて手術をすぐしないといけない。言葉も通じない。同意書にも理解できないから賛同できない。それで、通訳を通じてやって、同意書を書いて、もう言葉もわからないから大変だからということで、とにかく病院から出して国に返してくれというような形での意見もあるわけですよ。今こういったものは数多くあるのですよ。協議会の中で、いろいろな意味で「こういう問題があるのだけれど」と提案されたときに、保健医療部の皆さん方は「県内の患者を見るのも大変ですよ」という発言をしているのですよ。沖縄県は1000万人の観光客、外国人観光客100万人と言いながら、ウエルカム体制していますよと言っても全くされていないのが現状なのですよ。だから、ここでどうするべきかというのを今考えどきなのですよ。県医師会は苦しんで苦しんで今回陳情を出して、統括・総括できるような部署を設置してほしいというのが本音の声なのですよ。これを皆様方がどう酌み取って、協議会の中で次年度に向けてどうつくっていくかというのが最大のテーマですよ。そうするためにも先ほど話があったように、外国語対応もろもろ含めて、講習をやっているのはわかりますよ。現場で対応できることをしないといけないわけですよ。地元豊見城市では豊見城市が一括交付金を出して、豊見城中央病院で中国語講座を病院の職員にさせていますよ。こういうのを1市町村もやっているのだから、なぜ県が音頭をとって一括交付金を人材育成投資みたいにして一外国人観光客を受け入れるのだったら、受け入れ体制もしっかりとダブルスタンスでやるべきじゃないかと僕は思っているのですけれども、どうですか。

○嘉手苺孝夫文化観光スポーツ部長 市町村もいろいろ努力していただいていると思いますけれども、これは県全体で考えることでございますので、我々の立場でも未収金の課題に向け、言葉のことも含めて、取り組みをしっかりとやっていきたいと思っております。

○島袋大委員 口酸っぱく言って申しわけないけれども、これくらい現場の人たちからの声を我々は受けているわけですよ。どうにかしないとイケませんねという流れで、県も受け入れ体制の協議会をつくっているのだから、やりますよと言っている、我々はサポートしてやっていますよと。ひとつお願いしますと言ったやさきにこういう話に来ているのです。だから耐え切れない状態が来

ているのですよ。せっかく協議会をつくっているのであって、皆さん方が一生懸命議論しているのはわかりますよ。だから、優先順位をつけても、今何をすべきかということをしかりと考えてやっていただきたいと思います。これは命を救う重要な課題ですから、皆さん方も汗をかいて頑張っているのも理解できますけれども、ひとつ御尽力、頑張ってくださいと思います。

○瑞慶覧功委員長 ほかに質疑はありませんか。

大城憲幸委員。

○大城憲幸委員 説明資料9ページ、陳情第22号です。

先ほどの乙第8号議案も絡めてですけれども、ここで言われている無資格・闇ガイドの皆さんが、クルーズ船が来るたびに大量に本土から押しかけてきますというようなものに対する陳情なのですけれども、この条例改正、あるいは法の改正が、とりあえず無資格・闇ガイドの取り締まりにどれくらいの効力があるのか、お願いいたします。

○前原正人観光政策課長 今回の国の通訳案内士法の改正には幾つか目的がありますけれども、その中でも大きなものが、通訳案内士はこれまで業務独占資格一要するに、この資格がないと通訳案内士をしてはいけませんという資格だったものが、名称独占という形になって、名称は独占できるのですけれども業務そのものは資格がなくてもできますという形でハードルを下げているという形になります。したがって、従来言われていた闇ガイドというものが合法化されたといえますか、そういう面では資格が要らなくなったということになります。

○大城憲幸委員 それは法律の趣旨ですよ。ここで危惧しているのは、そういう皆さんが大量に入ることによって、沖縄県が今まで育成してきた地域ガイドの皆さんが活用されていませんと。今の沖縄の状況というのは、ここで県が言っているように、地域の通訳ガイドをもっとスキルアップする、あるいはそういう皆さんをもっとアピールをして、その皆さんがなりわいとして成り立つように頑張っていくますよという処理方針なのですけれども、その辺とこの条例改正の絡みはどうなりますか。

○前原正人観光政策課長 そういった形で業務独占が外れるものですから、通訳案内の資格を持った方々の就業がどうなるのかというのが一番の懸念事項だ

ということで、今年度の事業で検討委員会を立ち上げていまして、通訳案内士の団体が今3つあるのですけれども、その方々にも入ってもらって、通訳案内士を使う旅行社の方々、業界の方々にも入ってもらって、なぜ今通訳案内士の方がなかなか仕事がないのかとか、どういう研修をすればより効率的に使っていただけるのかとか、そういう議論をしています。その中で語学の知識、あるいは通訳案内士の資格を取るために必要だった文化であるとか歴史であるとか、沖縄に関する知識だけでは不十分だという意見が旅行社から出ました。いわゆる添乗員のような旅程管理であるとか、緊急時の対応であるとか、接客の技術、そういったものがむしろ必要だと。そういったものはこれまでの研修の中になかったものですから、今後研修の中に、資格を取った方々の能力をさらに上げるためのフォローアップ研修を来年度以降検討していまして、その中身を今、検討委員会の中で詰めているところです。あわせて、その方々と無資格の方々との差別化を図るためにどういう形でPRしていけばいいのか、国でも通訳案内士のデータベース化を計画をしていますので、我々でも同じような形でデータベースをつくって、一般の個人のお客様でも、自分に向けた通訳案内士というのが探せるような形で整備していきたいと考えております。

○大城憲幸委員 今の話からすると、今回の条例改正、法改正については、ここで懸念しているような部分に対して罰則とか、あるいは県がこれまで言ってきた無資格通訳ガイドの使用禁止を徹底していく、そういうようなものに貢献する条例改正とは違うという認識でいいのですか。

○前原正人観光政策課長 今回の法改正、通訳案内士法と旅行業法の改正もあるのですが、その旅行業法で、これまで登録対象になっていなかったいわゆるランドオペレーター—旅行サービス手配業というのですけれども、例えば旅行社とホテルとの間に入ってホテルの予約であるとかバスの予約、そういう形でビー・ツー・ビーで動く方々がいるのですけれども、そういう方々が土産物産とかに案内して、そこで巨額のバックマージンをもらうとかいう事例も見受けられるところから、今回そういう方々を登録制にして県で把握をして、もしそういう声があったら県で指導できると。当然営業停止もできますし、違反した場合は資格を剥奪することもできるような形になっておりまして、そういう面では、これまで通訳案内士も兼ねながらそういう形で旅行者を案内していたところが、少し透明化が図れると。そういう面で両方の法律改正を一遍に行ったという形になっております。

○大城憲幸委員 今言うランドオペレーターのことにはわかりましたけれども、今回法改正して全国共通のものにしたのですよね。これまでは沖縄特例で通訳案内士を育成してきた。それに一括交付金を使ってきたわけですよね。法律が変わると一括交付金も使えないとかそういう影響はないですか。

○前原正人観光政策課長 今までは沖縄特例という形で一括交付金の事業でやってきました。おっしゃるように全国にこういった特例ガイドの制度というのが26地域ありまして、これを全国に広げようという形で通訳案内士というものを設けたのですけれども、今、国とも調整していますが、その中でフォローアップというのは、国でも地域でやってほしいというような趣旨になっておりますので、引き続き一括交付金を活用したフォローアップ研修をより充実させていきたいと考えております。

○瑞慶覧功委員長 ほかに質疑はありませんか。
新里米吉委員。

○新里米吉委員 説明資料の13ページ、陳情第134号です。

陳情者が議長室に見えていまして、そこで対応をいたしました。

1964年は生まれていない方もおられるとは思いますが、恐らく五十歳後半くらいから上の人たちは当時のことを鮮明に覚えているのではないかと思います。テレビが普及し始めたころで、しかも当時は「オリンピックは100年に1回しか来ないよ」と言われて、僕らが死ぬまでは来ないなと思っていたわけですから、そういうことでは物すごく盛り上がったし、聖火もギリシャのアテネで採火をして一古代オリンピックはギリシャですから近代オリンピックもギリシャを中心に最初はやってきたわけで、そこから運んできて、国内は当時復帰していなかった沖縄にちょっと配慮したと思うのですが、沖縄が最初の地点になっているのです。だからそのことを言われると「ああ、そうだったな」と思って、名護市の嘉陽を通ると、嘉陽にはそこで宿泊しましたというのを自分たちでつくってありますが、最初に到着し最初に走った場所というのは那覇空港なのです。そのことが碑もないのでわからない。時間がたてば余計わからなくなるという状況があらうかと思えます。そういう中で、今度またさらに五十数年ぶりに東京オリンピックということで、かかわった人がいたたまれずに陳情を出してこられたと理解いたしました。

聖火リレーも物すごい盛り上がりだったのです。これは私が高校3年生、私も走ったのでよくわかるのですが、両サイドが人の波です。途切れないのです

よ人が。恐らく沖縄中、走ったところはみんなそうだったと思います。人が途切れることなく最初から最後までずっと、2泊3日ずっと聖火に集中していたということがあって、そういう意味ではこの陳情の意味が私にはよく理解できます。しかも今回また、前回と違って今回は聖火は1度に3カ所とかからは走らさない、1カ所からしか走らさないと言っていますからね。これは前回みたいに2泊3日沖縄でというわけにはいかなくなっている状況だと思います。そして、最初に沖縄から走るかどうかともわからないのです。東京都にいろんな議長会の要請とか、あるいは九州議長会の要請なんかに行って、政府や政党の関係者とこの話が出ると、ほとんど政治家は何を言うかということ、もう沖縄じゃないのです。東北3県なのです。あそこを走らさんといかんと。いわゆる東日本大震災の3県、被災があったところを走らさんといかんと。こういう雰囲気もありますので、果たして沖縄が今回最初の到着地点になり得るのかどうか、それと、どれくらいの時間を沖縄で走らせることができるのかどうかもまだ定かではない中で、やはり1964年の東京オリンピックの出発をした、日本で最初に到着したという碑をつくって一県がその碑もつくりましょうでは意味がないと思うのです。島田知事の顕彰、碑やいろいろな多岐にわたる事業がありました、これは碑を建てるだけだと思いますので、あそこよりは費用はかからないと思いますが、ああいうような顕彰委員会みたいな何かの委員会を組織して、多くの人に呼びかけながらマスコミにも出していかないと盛り上がりもないし、これをやるからにはそういう盛り上がりもつくって、東京オリンピックの沖縄での聖火リレーに訴える力にしていけるくらいはやらないういけないのじゃないかということを感じております。そういう意味では、県の処理方針に書いてあるように、期成会の設立等もやってくれないと余り効果がないと思っていますので、県としてはここに書いてある内容で期成会がつけられて盛り上がってくれば、県も助成をしていくという姿勢を持っているのか、どうかお聞かせください。

○嘉手苺孝夫文化観光スポーツ部長 1964年に沖縄を出発地として聖火が全国に行ったということは、非常に大事な記録として、我々も次世代の子供たちを含めてきちっと残しておく必要があるのかなど。その一環として、今回の記念碑の要望がございましたけれども、委員おっしゃるように、これは県民の気持ち、理解も含めての盛り上がりの中で、県民全体が一体となった気持ちの中で進めていくべきものなのかということがございますので、県のかかわり方はいろいろあると思いますけれども、そういった県民の盛り上がりがあれば、島田さんのときにもいろいろ御支援させていただきましたので、そこでまた県の立

場でかわり方をしっかり考えていきたいと思っております。

○瑞慶覧功委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○瑞慶覧功委員長 質疑なしと認めます。

以上で、文化観光スポーツ部関係の請願及び陳情に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○瑞慶覧功委員長 再開いたします。

議案及び陳情等の質疑については全て終結し、採決を残すのみとなっております。

休憩いたします。

(休憩中に、議案及び陳情等の採決の順序等について協議)

○瑞慶覧功委員長 再開いたします。

これより、議案及び陳情等の採決を行います。

まず、乙第7号議案土地改良法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例及び乙第8号議案沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する等の条例の条例議案2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案2件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○瑞慶覧功委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第7号議案及び乙第8号議案の条例議案2件は、原案のとおり可決されました。

次に、乙第14号議案財産の取得について、乙第15号議案財産の取得について、乙第19号議案指定管理者の指定について、乙第20号議案指定管理者の指定につ

いて、乙第21号議案指定管理者の指定について、乙第22号議案指定管理者の指定について、乙第29号議案国営土地改良事業に係る負担金の徴収について及び乙第30号議案農地整備事業の執行に伴う負担金の徴収についての議決議案8件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案8件は、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○瑞慶覧功委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第14号議案、乙第15号議案、乙第19号議案から乙第22号議案まで、乙第29号議案及び乙第30号議案の議決議案8件は可決されました。

次に、請願及び陳情の採決を行います。

請願及び陳情の採決に入ります前に、その取り扱いについて御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、請願及び陳情の取り扱いについて議案等採決区分表により協議)

○瑞慶覧功委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

請願及び陳情については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○瑞慶覧功委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中継続審査・調査事件の申し出の件についてお諮りいたします。

先ほど、閉会中継続審査・調査すべきものとして決定した請願2件及び陳情35件とお手元に配付してあります本委員会所管事務調査事項を閉会中継続審査及び調査事件として、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○瑞慶覧功委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま議決しました議案等に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○瑞慶覧功委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 瑞慶覧 功